

衆憲資第36号

**天皇制（皇室典範その他の皇族関連法に関する
調査を含む）に関する基礎的資料**

**最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会
（平成16年2月5日の参考資料）**

平成16年2月

衆議院憲法調査会事務局

この資料は、平成 16 年 2 月 5 日（木）の衆議院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会において、「天皇制（皇室典範その他の皇族関連法に関する調査を含む）」をテーマとする参考人質疑及び委員間の自由討議を行うに当たって、小委員の便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法調査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、上記の調査テーマに関する諸事項のうち関心が高いと思われる事項について、衆議院憲法調査会事務局において入手可能な関連資料を幅広く収集するとともに、主として憲法的視点からこれに関する諸外国（天皇制に類似した王室制度を有する国）の憲法上の規定等を整理したのですが、必ずしも網羅的なものとはなっていない点にご留意ください。

この資料は、『衆憲資第 13 号 象徴天皇制に関する基礎的資料』（衆議院 2003 年）を補完することを前提に作成したものであるため、この資料を利用するにあたっては、同資料及び『衆憲資第 13 号付録 象徴天皇制に関する関係法規集』と併せてご利用下さい。

【目 次】

はじめに	1
------------	---

・ 国王（王族）の地位・身分等に関連する規定

1 . 国王の地位	1
1 - 1 国王を「元首」又は「象徴」とする規定	2
1 - 2 「元首」又は「象徴」以外の国王の地位に関する規定	3
1 - 3 王族の地位に関する規定	4
1 - 4 国王の不可侵性又は無答責に関する規定	5
2 . 国王・王族に適用される特殊規定（王位継承関連規定を除く）	7
2 - 1 国王・王族の成年に関する規定	7
2 - 2 国王・王族の敬称・称号に関する規定	8
2 - 3 国王・王族の婚姻・離婚・身分離脱等に関する規定	10
【参考】皇室会議について	11
2 - 4 国王・王族の外国滞在に関する規定	13
2 - 5 国王・王族の他国統治に関する規定	14
3 . 王位継承に関連する規定	16
3 - 1 崩御・退位等による国王空位時の対応に関する規定	16
3 - 2 王位継承の対象者に関する規定	19
【参考】女性の王位継承について	24
【参考】国王と宗教との関係について	25
3 - 3 王位継承の順位に関する規定	25
3 - 4 国王の憲法遵守の宣誓に関する規定	28

・ 摂政（王権の委任・代行を含む）に関連する規定

1 . 日本	32
2 . 英国	34
3 . デンマーク	34
4 . ベルギー	34
5 . オランダ	35
6 . ノルウェー	36
7 . スウェーデン	37
8 . スペイン	38
9 . タイ	38
10 . カンボジア	39

．国王の権能に関連する規定

- 1．国王の権能・制限に関する総則的規定 41
 - 1 - 1 国王の権能に関する総則的規定 42
 - 1 - 2 国王の権能の制限に関する総則的規定 45
- 2．国王の権能に関する具体的規定 48

．王室財産（経済）に関連する規定

- 王室財産（経済）に関連する規定 66

はじめに

本資料では、皇室制度に類似するものとして王室制度を有する諸外国のうち、成文憲法典の邦文訳等が入手できたヨーロッパ7カ国（英国¹、デンマーク、ベルギー、オランダ、ノルウェー、スウェーデン²、スペイン）及びアジア2カ国（タイ、カンボジア）における憲法上の王室関連規定の状況の比較を行った。

英国については、憲法が成文でないことの関係上、憲法規定の有無という形での他国との単純比較は困難であったため、英国の憲法習律等について、本資料作成にあたり参考とした文献等で把握できる範囲内において掲載した。

．国王（王族）の地位・身分等に関連する規定

1．国王の地位

各国憲法における「国王の地位」等に関する規定の状況は、次のとおりである。

「国王の地位」等についての各国憲法上の規定状況

	国王の地位			国王の 不可侵性・無答責
	元首	象徴	それ以外	
デンマーク	×	×	×	13
ベルギー	×	×	72	88
オランダ	×	×	×	42
ノルウェー	×	×	25・35	5
スウェーデン	統 1-5	×	×	統 5-7
スペイン	56	56	×	56
タイ	2	×	9,10	8
カンボジア	7	8	23,113	7
日本（参考）	×	1	×	旧憲法 3

英国は、成文の形での憲法を有していないため、表の対象からは除外した。

表中の数字は、当該規定が存する各国憲法の条文番号を示す。（例）56 第56条第1項

ただし、スウェーデンにおける条文の表記は、次のとおり統一した。統治法典 「統」、王位継承法

¹ 「イギリスは...成文憲法をとらない、典型的な不文憲法の国である。すなわち、イギリス憲法の主要な法形式は、伝統的に判例憲法（case law）である。しかし、それにとどまらない。判例法を補完する様々な制定法（statutes）があり、内閣制度などを規律するさまざまな憲法習律（constitutional conventions）がある...イギリス憲法は、これらすべての法源を寄せ集めた中に存在している。」（加藤紘捷『概説イギリス憲法』勁草書房 2002年 2頁）

² スウェーデンは、統治法典において「統治法典、王位継承法、出版の自由に関する法律及び表現の自由に関する法律は、スウェーデン王国の基本法である」（第1章第3条）と規定しており、本資料では、これらの基本法をスウェーデン憲法として取り扱うこととする。

「継」。(例) 統 1-5 統治法典第 1 章第 5 条
上記の表記ルールは、以後、本資料に登場するすべての表に適用する。
「**王**」は、「王族」の地位に関する規定があることを示す。
「**皇**」は、大日本帝国憲法に規定があることを示す。

1 - 1 国王を「元首」又は「象徴」とする規定

日本

日本国憲法では、「天皇の地位」について、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である」とする規定を第 1 条に定めている。

日本国憲法

第 1 条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

英国

国王は、英国の元首、コモンウェルスの首長であるとされる³。

その他の諸国

スウェーデン・スペイン・タイ・カンボジアが憲法上に規定を有している。これらの国の憲法では、国王が元首であることを明記している。スペイン・カンボジアでは、更に、国王を国の統一等の象徴とする旨の規定を有している。

スウェーデン 統治法典

第 1 章 憲法の基本原則

第 5 条 王位継承法に従ってスウェーデンの王位を有する国王又は女王は、元首である。

スペイン スペイン憲法

第 56 条 国王は、国家元首であり、国の統一及び永続性の象徴である。(後略)

³ 「イギリスの国王は、イギリスの元首であり、...コモンウェルスの首長...でもある。」(戒能通厚編『現代イギリス法辞典』新世社 2003 年 156 頁) コモンウェルス(commonwealth)とは、カナダ・オーストラリア・ニュージーランド等英国連邦のことをいう。

タイ タイ王国憲法

第2条 タイ国は、国王を元首とする民主主義統治制度を有する。

カンボジア カンボジア王国憲法

第7条 カンボジア国王は、君臨するが、統治しない。

国王は、終生、国家元首である。

(略)

第8条 国王は、民族の統合と永続性の象徴である。

(略)

1 - 2 「元首」又は「象徴」以外の国王の地位に関する規定

日本

憲法及び皇室関連法に規定を有しない。

英国

国王は、立法府の不可欠の部分、司法府の元首、軍の最高司令官、英国国教会の世俗的元首であるとされる⁴。

その他の諸国

元首又は象徴以外に国王の地位について憲法上に規定を有しているのは、ノルウェー・タイ・カンボジアの各国で、国王を「軍の最高指揮官」「宗教擁護者」等と定めている。

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第25条 国王は、王国の陸海軍の総司令官である。(後略)

タイ タイ王国憲法

第9条 国王は仏教徒であり、最高の宗教擁護者である。

第10条 国王は、タイ国軍総帥の地位にある。

⁴ 「女王は...立法府の不可欠の部分 (an integral part of the legislature) 司法府の元首 (the head of the judiciary) であり、全軍の最高司令官 (the commander-in-chief of all the armed forces of the Crown) であり、英国国教会の世俗的元首 (the temporal head of the established Church of England) である。」(榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』有信堂 1969年 270頁)

カンボジア カンボジア王国憲法

第23条 国王は、クメール国軍の最高司令官である。クメール国軍司令官は、国軍を指揮するために任命する。

第113条 国王は、司法の独立の擁護者である。(後略)

1 - 3 王族の地位に関する規定

日本

憲法及び皇室関連法に規定を有しない。

英国

皇太子と貴族は、一代・世襲を問わず 21 歳に達すると自動的に上院議員となるとされていた⁵。しかしながら、上院改革の推進により、世襲貴族の上院議員資格の剥奪を主な内容とする「1999年上院法」(House of Lords Act 1999)が成立すると、王室貴族は、上院議員資格を放棄した⁶。

その他の諸国

ベルギー・ノルウェーの憲法は、王位相続人が、上院議員あるいは内閣に地位を有する旨の規定を有している。

ベルギー ベルギー国憲法

第72条 国王の子または、これを欠くとき、王位継承を求められる王族のベルギー人子孫は、18歳で当然に上院議員となる。ただし、21歳になるまでは、審議・投票権を有しない。その出席は定足数に算入されない。

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第35条 王位相続人は、18歳に達するや直ちに、内閣に地位を占める資格を有する。但し、投票権又は責任は、これを有しない。

⁵ 「皇太子(プリンス・オブ・ウェイルズ)と貴族(Peer)は、一代・世襲を問わず 21歳に達すると自動的に上院議員となり、かつ、上院議員は、下院の選挙権・被選挙権を有しない。…以上のことは、あくまでも爵位を有することの効果であり、王族であることとは、直接関係がない」(国立国会図書館『国王・王族の人権・王室費等について ISSUE BRIEF 109号』1989年 12頁)

⁶ 「政府は本法案(1999年上院法:事務局注記)の影響について、白書の中で次のように説明している。「今回の政府の改革案は…王族との協議に基づき、王室貴族も上院議員資格を放棄する。」水谷一博「英国における上院改革 - 現状と展望 - (1)」『議会政治研究 No.54』(議会政治研究会 2000年 23頁)

1 - 4 国王の不可侵性又は無答責に関する規定

日本

日本国憲法上には規定を有しないが、大日本帝国憲法では、天皇の不可侵性に関する規定を有していた。

参考：大日本国憲法

第3條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

英国

王は民事上も刑事上も訴訟を受けないとされる⁷。

その他の諸国

国王の「不可侵性」あるいは、自己の行為に対して国王は責任を負わないとする「無答責」に関する規定のうち、本資料で比較を行ったすべての国の憲法で、少なくともいずれか一方の規定について定めている。

「不可侵性」に関する規定については、オランダ・スウェーデンを除く国で、また、「無答責」に関する規定については、カンボジアを除くすべての国で定めている。

デンマーク デンマーク王国憲法

第13条 国王は、自己の行為に対して責任を有せず、その人格は至聖である。大臣は、統治の実施に対して責任を負い、その責任は、制定法によりこれを定める。

ベルギー ベルギー国憲法

第88条 国王は不可侵である。大臣がその責任を負う。

オランダ オランダ王国憲法

第42条 (略)

大臣は、政府の行為について責任を負い、国王は、当該責任を負わない。

⁷ 「格言に「王は悪をなしえず」と言われるように、王は民事上も刑事上も訴訟を提起されることはない。」(国立国会図書館『国王・王族の人権・王室費等について ISSUE BRIEF 109号』1989年2頁)

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第5条 国王の身体は、神聖であり、国王は、処罰されることなく、また訴追されることもない。責任は、国王の内閣がこれを負う。

スウェーデン 統治法典

第5章 元首

第7条 国王は、その行為又は不作為により、訴追されない。(後略)

スペイン スペイン王国憲法

第56条 ・ (略)

国王の身体は不可侵であり、かつ国王は無答責である。(後略)

タイ タイ王国憲法

第8条 国王は、崇拜される地位にあり、何人もこれを侵すことはできない。

何人も、国王に対して、いかなる問責又は告訴も、これを行うことはできない。

カンボジア カンボジア王国憲法

第7条 ・ (略)

国王の身体は、不可侵である。

2. 国王・王族に適用される特殊規定（王位継承関連規定を除く）

国王・王族等だけを対象に適用される特殊的な規定（王位継承に関連する規定は、3. 王位継承関連規定に記載）についての各国の憲法上の規定状況は、次のとおりである。

国王・王族に適用される特殊的な事項の各国憲法上の規定状況

	成年	敬称・称号	婚姻・離婚・養子	外国滞在の制限	他国の統治
デンマーク	7	×		×	5
ベルギー	91	×	85	×	87
オランダ	×	×	28	×	×
ノルウェー	8	34	36	11	11
スウェーデン	×	×	継 5	継 7	継 8
スペイン	×	56 57	57	×	×
タイ	×	×	×	×	×
カンボジア	×	15	×	×	×
日本（参考）	典範 22	典範 6-8,23	典範 9-15,26	×	×

「」は、憲法ではなく、王室関連法に規定があることを示す。

「典範」は、皇室典範を指す。

「継」は、王位継承法を指す。

2 - 1 国王・王族の成年に関する規定

日本

憲法上には規定を有しないが、皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）第 22 条において、天皇・皇太子・皇太孫の成年についての規定を有している。

皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第 22 条 天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、18 年とする。

英国

王は、その年齢にかかわらず法的には常に成年であるとされる⁸。

⁸ 「格言に「王は未成年にあらず」と言われるように、王はその年齢にかかわらず法的には常に成年である。ただし、今日では 1937 年摂政法により、王が即位の時点で 18 歳未満の場合には、摂政が置かれる...。」(国立国会図書館『国王・王族の人権・王室費等について ISSUE BRIEF 109 号』1989 年 2 頁)

その他の諸国

デンマーク・ベルギー・ノルウェーの憲法に規定を有している。ただし、ノルウェーは、憲法上に具体的に定めているのではなく、法律で定める旨を定めたものである。

デンマーク デンマーク王国憲法

第7条 国王は、18歳に達した時、成年となる。この規定は、王位継承者にもこれを適用する。

ベルギー ベルギー国憲法

第91条 国王は、満18歳で成人する。
(略)

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第8条 国王の成年は、法律でこれを定める。
(略)

2 - 2 国王・王族の敬称・称号に関する規定

日本

憲法上には規定を有しないが、皇室典範第6条から第8条、第23条において、皇族の名称・敬称について定めている。

皇室典範（昭和22年法律第3号）

第6条 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、3世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

第7条 王が皇位を継承したときは、その兄弟姉妹たる王及び女王は、特にこれを親王及び内親王とする。

第8条 皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫という。

第23条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后の敬称は、陛下とする。
前項の皇族以外の皇族の敬称は、殿下とする。

英国

英国王室の主な敬称・称号は、次のとおりである。

	呼称	対象者
敬称	陛下 (Her Majesty Queen)	王、王の夫人、王太后
	殿下 (Her or His Royal Highness)	女王の夫、王の子、王の男子の子
称号	王子、プリンス (Prince)	王の男子、王の男子の男子
	王女、プリンセス (Princess)	王の女子、王の男子の配偶者及び女子
	プリンス・オブ・ウェイルズ (Prince of Wales) チェスター伯 (Earl of Chester)	確定相続人 (皇太子)

(参考) 国立国会図書館『国王・王族の人権・王室費等について ISSUE BRIEF 109号』(1989年4~8頁)⁹

女王の場合、王は「His Majesty King」、王の夫人は「Her most sacred Majesty」等と、その表現方法は異なる。

その他の諸国

ノルウェー・スペイン・カンボジアの憲法に規定を有している。ただし、ノルウェーは、憲法上で具体的に定めているのではなく、法律で定める旨を規定したものである。

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第34条 国王は、王位継承権を有する者の称号に関する規定を設けるものとする。

スペイン スペイン憲法

第56条 (略)

国王の称号は、スペイン国王であり、国王は王位にふさわしいその他の称号を用いることができる。

(略)

第57条 (略)

皇太子は、出生の時より、または任命の事実が発生した時より、アストリアス皇子の称号、およびその他スペイン国王の後継者が伝統的に保持する称号を有する。

~ (略)

⁹ 「プリンス(王子)の称号は、王の男子、王の男子の男子に与えられ...プリンセス(王女)の称号は、王の女子、王の男子の配偶者及び女子に与えられている。...王の夫人は「王妃」(Queen Consort)の称号と「陛下」(Her most sacred Majesty)の敬称を有し...確定相続人は、特許状によりプリンス・オブ・ウェイルズとチェスター伯の称号を与えられる。」(国立国会図書館『国王・王族の人権・王室費等について ISSUE BRIEF 109号』1989年4~8頁)

カンボジア カンボジア王国憲法

第15条 国王の配偶者は、カンボジア王国王妃の称号を持つ。

2 - 3 国王・王族の婚姻・離婚・身分離脱等に関する規定

日本

憲法上には規定を有しないが、皇室典範第9条から第15条にかけて、天皇及び皇族の養子の禁止・婚姻・離婚・皇族の身分離脱について定めている。

また、皇室典範第26条において、天皇及び皇族の身分事項を皇統譜に登録する旨の規定を有している¹⁰。

皇室典範（昭和22年法律第3号）

第9条 天皇及び皇族は、養子をする事ができない。

第10条 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。

第11条 年齢15年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

親王（皇太子及び皇太孫を除く。）内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

第12条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第13条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとする事ができる。

第14条 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

第1項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。

第1項及び前項の規定は、前条の他の皇族と婚姻した女子に、これを準用する。

第15条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となる事がない。

第26条 天皇及び皇族の身分に関する事項は、これを皇統譜に登録する。

¹⁰ 「皇統譜令」（昭和22年5月3日政令第1号）は、『衆憲資第13号付録 象徴天皇制に関する関係法規集』（衆議院 2003年 4～5頁）に、その全文を掲載している。

【参考】皇室会議について

皇室会議は、皇位継承順位の変更（第 3 条）、立后及び皇族男子の婚姻（第 10 条）、皇族身分の離脱（第 11 条、第 13 条及び第 14 条）、摂政の設置（第 16 条）、摂政の順位変更（第 18 条）、摂政の廃止（第 20 条）について審議・議決する機関である。

皇室典範第 5 章（第 28 条～第 37 条）において、その構成・招集・議決方法等について定めている。

詳細については、『衆憲資第 13 号 象徴天皇制に関する基礎的資料』（衆議院 2003 年）の 74 頁をご参照ください。

皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第 28 条 皇室会議は、議員 10 人でこれを組織する。

議員は、皇族 2 人、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、宮内庁の長並びに最高裁判所の長たる裁判官及びその他の裁判官 1 人を以て、これに充てる。

議員となる皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、各々成年に達した皇族又は最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官の互選による。

第 29 条 内閣総理大臣たる議員は、皇室会議の議長となる。

第 30 条 皇室会議に予備議員 10 人を置く。

皇族及び最高裁判所の裁判官たる議員の予備議員については、第 28 条第 3 項の規定を準用する。

衆議院及び参議院の議長及び副議長たる議員の予備議員は、各々衆議院及び参議院の議員の互選による。

前 2 項の予備議員の員数は、各々その議員の員数と同数とし、その職務を行う順序は、互選の際、これを定める。

内閣総理大臣たる議員の予備議員は、内閣法の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う者として指定された国务大臣を以て、これに充てる。

宮内庁の長たる議員の予備議員は、内閣総理大臣の指定する宮内庁の官吏を以て、これに充てる。

議員に事故のあるとき、又は議員が欠けたときは、その予備議員が、その職務を行う。

第 31 条 第 28 条及び前条において、衆議院の議長、副議長又は議員とあるのは、衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、各々解散の際衆議院の議長、副議長又は議員であつた者とする。

第 32 条 皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官たる議員及び予備議員の任期は、4 年とする。

第 33 条 皇室会議は、議長が、これを招集する。

皇室会議は、第 3 条、第 16 条第 2 項、第 18 条及び第 20 条の場合には、

4人以上の議員の要求があるときは、これを招集することを要する。

第34条 皇室会議は、6人以上の議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第35条 皇室会議の議事は、第3条、第16条第2項、第18条及び第20条の場合には、出席した議員の3分の2以上の多数でこれを決し、その他の場合には、過半数でこれを決する。

前項後段の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条 議員は、自分の利害に特別の関係のある議事には、参与することができない。

第37条 皇室会議は、この法律及び他の法律に基く権限のみを行う。

英国

「王族の婚姻は、国王の正式な同意がない限り無効となる。しかし、25歳を超えた場合は、12ヶ月前の通告を条件として同意なしに結婚できる」¹¹とされる。

その他の諸国

婚姻について憲法上に規定を有するのは、ベルギー・オランダ・ノルウェー・スウェーデン・スペインの5カ国である。国王・国会等の機関から同意を得ることが婚姻条件となっている点で、これら5カ国の規定は共通している。

なお、いずれの国も、離婚・養子・身分離脱に関する憲法規定は有しない。

ベルギー ベルギー国憲法

第85条 (略)

国王または、これを欠くとき、憲法に定められた場合に国王の権限を行使している者の同意なくして婚姻をした1項の子孫は、王位継承権を失う。

ただし、国王または、これを欠くとき、憲法に定められた国王の権限を行使している者により、この失権を回復されることができる。これには、両議院の同意を必要とする。

オランダ オランダ王国憲法

第28条 国王は、法律による承認を得ないで婚姻をした場合、退位したものとみなす。

法律による承認を得ないで婚姻をした王位継承者並びに当該婚姻により生まれた子ども及びその子孫は、世襲継承から除外される。

両院は、第1項及び前項の承認に係る法律を審議し、及び採決するため、合同会議を

¹¹ 加藤紘捷『概説イギリス憲法』(勁草書房 2002年 168頁)

開催するものとする。

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第36条 ノルウェーの王位継承権を有する王女又は王子は、国王の承認がなければ婚姻することはできない。また、国王及び国会の承認がなければ、他国の王位又は統治を引き受けることはできない。而して、国会の承認を得るには、投票の3分の2が必要である。

もしこの法則に違反する行為があるときは、その者及びその子孫は、ノルウェー国の王位に対する権利を失う。

スウェーデン 王位継承法

第5条 王子及び王女は、王の要請により政府が同意を与えない限り、婚姻をすることができない。王子又は王女は、当該同意なしに婚姻をした場合には、本人並びにその子及び子孫に関して、王位継承権を剥奪される。

スペイン スペイン憲法

第57条 ~ (略)

王位継承権を有する者が、国王および国会の明示的禁止に違反して婚姻をなしたときは、本人及びその子孫は、王位継承権を剥奪される。

(略)

2 - 4 国王・王族の外国滞在に関する規定

日本

憲法及び皇室関係法に規定を有しない。

英国

特に規定は有しないようである。

その他の諸国

ノルウェー・スウェーデンの憲法に規定を有している。ノルウェーは、国王の外国滞在の制限について、スウェーデンは、王の確定相続人の外国旅行について、制限を設けている。

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第11条 国王は、王国に居住し、国会の同意なしには、一度に6ヵ月以上王国外に滞らない。この規定に違反した場合には、国王は、王位に対するその権利を失う。

(略)

スウェーデン 王位継承法

第7条 王の確定相続人は、王がそのことを知り同意を与えたのでなければ、外国に旅行をしてはならない。

2 - 5 国王・王族の他国統治に関する規定

日本

憲法及び皇室関係法に規定を有しない。

英国

国王は、コモンウェルスの首長であるとされる¹²。現在、コモンウェルスに加入している国は 53 カ国あり、そのうち英国の国王を元首とするのは、16 カ国である。

英国連邦（コモンウェルス）に加盟し、英国王を元首とする国（全 16 カ国）

アフリカ	モーリシャス
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ツバル
北米	カナダ
中米	ジャマイカ、バルバドス、バハマ、グレナダ、ベリーズ、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、アンティグアバーブーダ、セントクリストファーネビス

出所：コモンウェルス事務局 HP（<http://www.thecommonwealth.org>）

その他の諸国

デンマーク・ベルギー・ノルウェー・スウェーデンの憲法で規定を有している。デンマーク・ベルギー・ノルウェーは、国王の他国統治について定めるのに対して、スウェーデン憲法（王位継承法）は、王子あるいは王女の他国統治について定めている。

デンマーク デンマーク王国憲法

第5条 国王は、国会〔Folketing〕の同意ある場合を除き、他国に君臨してはならない。

¹² 2 頁の注 3 を参照のこと。

ベルギー ベルギー国憲法

第 87 条 国王は、両議院の同意なくして、同時に他国の元首になることはできない。

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第 11 条 (略)

国王は、国会の同意なしには、他国の王位又は統治を引き受けることはできない。この場合において、国会の同意は、投票数の 3 分の 2 の多数を必要とする。

スウェーデン 王位継承法

第 8 条 王子又は王女は、王及び国会の同意なしには、選挙、相続又は婚姻のいずれによるかを問わず、外国の主権者となることができない。王子又は王女がこの規定に違反した場合には、当該王子又は王女及びその子孫は、スウェーデンの王位継承権を有しない。

3 . 王位継承に関連する規定

王位継承に関する規定についての各国の憲法上の規定状況は、次のとおりである。

王位継承に関する各国憲法上の規定状況

	崩御・退位等による 国王空位時の対応	王位継承対象者	王位継承の順位	即位時の 憲法遵守の宣誓
デンマーク	9	2		8
ベルギー	90	85,86	85	91
オランダ	25,30	24-27, 28 ,29,30,31	25	32,補則 11
ノルウェー	39,40	6 7,11,48	6	9
スウェーデン	統 5-4,5-5	継 1,4,5,8	継 1	×
スペイン	57	57	57	61
タイ	23,24	22 ,23	22,23	×
カンボジア	12,13	10,13,14	×	14
日本（参考）	典範 4,24,25,27	2・ 典範 1	典範 2,3	99

「 」は、憲法ではなく、王室関連法に規定があることを示す。

3 - 1 崩御・退位等による国王空位時の対応に関する規定

日本

憲法上には規定を有しないが、皇室典範第 4 条において、天皇が崩じたときに皇嗣が即位する旨の規定を有している。

また、皇室典範第 24 条及び第 25 条では、皇位継承があったときに行う「即位の礼」と天皇が崩じたときに行う「大喪の礼」について定め、皇室典範第 27 条では、天皇及び皇族の「陵墓」に関する規定を設けている。

詳細については、『衆憲資第 13 号 象徴天皇制に関する基礎的資料』（衆議院 2003 年）の 67～69 頁をご参照ください。

皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第 4 条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

第 24 条 皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。
 第 25 条 天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。
 第 27 条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、陵及び墓に関する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録する。

英国

国王の崩御又は退位により、直ちに王位継承が行われるとされる¹³。

その他の諸国

すべての国の憲法で何らかの規定を有している。規定される内容は、王位継承人が即位する旨の内容、空位時における国王の代行者について定める内容、後継者を指名する手続について定める内容、の大きく三つに分けることができる。

国王空位時に関する各国の憲法上の規定状況

	デンマーク	ベルギー	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	スペイン	タイ	カンボジア
継承者の即位	×	×		×	×	×	×	×
空位時の代行者	×		×			×		
後継者の指名手続		×		×	×			

デンマーク デンマーク王国憲法

第 9 条 (前略) ...王位が欠けた場合において、王位継承者が存在しないとき、国会は、国王を選び、かつ将来における王位継承順位を確定する。

ベルギー ベルギー国憲法

第 90 条 国王死亡の場合、両議院は、召集なしに死亡の日から遅くとも 10 日以内に集会する。両議院がそれ以前に解散されており、解散詔書において 10 日目以降に召集されているときは、前議院が、これに代わる議院の集会まで、その職務を果たす。

国王の死亡から王位継承者または摂政の宣誓まで、国王の憲法上の権限は、ベルギー国民の名で、内閣により、その責任の下に、行使される。

¹³ 「君主が崩御すれば、継承者が直ちにかつ自動的に王位を継承する。「国王は死なず」(the King never dies)である。君主の崩御により王位継承第一順位の者が直ちに王位を継承するのであって、王位継承評議会 (Accession Council) の会議は新しい君主の王位継承の事実を認証するにすぎない。国王の退位とは、主権の有する議会が王位継承法を改正することにより可能となる。」(加藤紘捷『概説 イギリス憲法 - 由来・展開そして改革へ - 』勁草書房 2002 年 169 頁)

オランダ オランダ王国憲法

第 25 条 国王が死亡した場合、王位は、年齢の長幼の順に従い、国王の正当な子孫に世襲により継承される。(後略)

第 30 条 (略)

両院は、国王の死亡又は退位の際に王位継承者がいない場合、解散される。新たに召集された両院は次期国王を指名するため、国王の死亡又は退位の日から 4 月以内に合同会議を開催する。合同会議において、少なくとも投票総数の 3 分の 2 の賛同に基づき、王位継承者が指名される。

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第 39 条 国王が崩じて王位継承人が尙未成年のときは、内閣は、直ちに国会を召集する。

第 40 条 国会が会合して、国王未成年中の統治についての規定を設けるまでは、政府は、憲法に従って、王国の統轄を行う。

スウェーデン 統治法典

第 5 章 元首

第 4 条 王族が絶えたときには、国会は、暫定的に、元首の職務を行う摂政を任命しなければならない。国会は、同時に摂政代理を任命しなければならない。

前項の規定は、国王が死亡し、又は退位し、王位継承者がまだ 18 歳に達しないときにも、準用する。

第 5 条 国王が、6 ヶ月の間、継続して職務を行うことができず、又は職務を行わなかったときは、政府は国会に報告しなければならない。国会は、国王が退位したものと見なすべきかどうかを議決しなければならない。

スペイン スペイン憲法

第 57 条 ・ (略)

法律で定めるすべての家系が消滅したときは、スペインの利益に最も合致する方法で、国会が王位継承者を任命する。

(略)

退位、譲位および王位継承に関する、事実上または法律上の疑義については、組織法により、これを解決する。

タイ タイ王国憲法

第 23 条 王位が空位となり、国王が、仏暦 2467 年王室典範の定めるところにより王位継承者を既に任命している場合、内閣は国会議長に通知し、国会議長は了承を得るために国会を召集する。国会議長は、王位継承者に国王即位を要請し、国民に公布する。

王位が空位となり、国王が前項に定める王位継承者を任命していない場合、枢密院は、

内閣に対し、前条に定めるところにより王位継承をする者の名を提出し、内閣は、その承認を得るために、これを国会に提出する。かかる場合、王女の名を提出することもできる。

国会による承認の後、国会議長は、王位継承者に国王即位を要請し、国民に告示する。

下院が任期を満了又は解散しているときは、上院が国会の職務として第 1 項に定められた承又は前項に定める承認を行う。

第 24 条 前条に定める王位継承者に対する要請の告示がなされていない間、枢密院議長が暫定的に摂政を務める。(後略)

カンボジア **カンボジア王国憲法**

第 12 条 議会議長は、国王が崩御したときは、カンボジア王国の摂政の資格で国家元首代行の職責を負う。

第 13 条 カンボジア王国の新しい国王は、遅くとも 7 日以内に王国王位継承評議会が選任する。

王国王位継承評議会は、次に掲げる 6 名により構成する。

- 一 議会議長
- 二 首相
- 三 モハニカイ派、トアンマユット派の大管長

王国王位継承評議会の組織及び権限は、法律で定める。

3 - 2 王位継承の対象者に関する規定

日本

憲法第 2 条において、皇位は世襲であることを明記し、皇室典範にその継承に関して定める旨の規定を設けている。

皇室典範第 1 条は、皇統に属する男系の男子が継承することを明記しており、女子に対する皇位継承を認めていない。

日本国憲法

第 2 条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第 1 条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

英国

1701年王位継承法によって、王位は、ジェームズ1世の孫娘であるハノーヴァー選帝侯ソフィアの直系の子孫であり、かつ、プロテスタントである子孫に継承されるとされる。ただし、1936年退位法により、エドワード8世とその子孫は王位継承の権利を失っている¹⁴。

その他の諸国

すべての国の憲法に規定を有している。ただし、デンマーク・タイは、王位継承に関する事項を王位継承法に定める旨の規定であり、憲法上には、詳細な規定を有しない。なお、オランダ・ノルウェーは、胎児の国王継承権についても定めている。

デンマーク デンマーク王国憲法

第2条 統治の形態は、立憲王制とする。王権は、1952年3月27日の王位継承法の規定に従い、男子および女子によって世襲される。

ベルギー ベルギー国憲法

第85条 国王の憲法上の権限は、レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ドゥ・サクス・コプール陛下の直系、実系および嫡出の子孫において、長を先に、これを継承する。

国王または、これを欠くとき、憲法に定められた場合に国王の権限を行使している者の同意なくして婚姻をした1項の子孫は、王位継承権を失う。

ただし、国王または、これを欠くとき、憲法に定められた国王の権限を行使している者により、この失権を回復されることができる。これには、両議院の同意を必要とする。

第86条 レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ドゥ・サクス・コプール陛下の子孫のないとき、国王は、第87条に定められた方法でなされる両議院の同意を得て、その後継者を指名することができる。

上述の方法による指名のなされなかったとき、王位は空位となる。

¹⁴ 「名誉革命の際に、ジェームズ 世の国外逃亡により空位となった王位は、協議議会在、オレンジ公ウィリアムとその妻メアリーに王位を共同して、受諾させることを確認した。これが現在までに至る王位継承の政治的であるとともに、法的にも出発点となる。...その後、国会は、1701年王位継承法(Act of Settlement 1701)を定め、王位継承者が、ジェームズ 世の長女エリザベスの娘でありハノーヴァー選帝侯であるソフィアの直系卑属たる法定相続人であり、プロテスタントでなければならぬとし、カトリック信者またはカトリック信者と結婚した者は王位を継承できないと定めている。また、1936年退位法(Declaration of Abdication Act 1936)では、エドワード 世とその子孫から王位継承資格を奪っている。」(戒能通厚編『現代イギリス法事典』新世社 2003年 157頁)

オランダ オランダ王国憲法

第24条 王位は、世襲であり、かつ、オランニエ・ナッサウ公たるウィレム一世の正当な子孫に付与される。

第25条 国王が死亡した場合、王位は、年齢の長幼の順に従い、国王の正当な子孫に世襲により継承される。王位継承者が国王より先に死亡した場合における継承順位についても、同様の方法によるものとする。国王に子孫がない場合、王位は、同様の方法により、当該国王の正当な子孫に、それがなければ当該国王の祖父母の正当な子孫に継承される。ただし、当該国王の3親等を超える者に継承することはできない。

第26条 世襲継承のため、国王が死亡したときに胎児にある子どもは、既に生まれたものとみなす。ただし、死産となった場合、当該子どもは、存在しなかったものとみなす。

第27条 (前略)...退位後に生まれた子ども及びその子孫は、世襲継承から除外されるものとする。

第28条 (略)

法律による承認を得ないで婚姻をした王位継承者並びに当該婚姻により生まれた子ども及びその子孫は、世襲継承から除外される。

(略)

第29条 例外的な事態が生じた場合、法律の定めるところにより、王位継承者を世襲継承から除外することができる。

前項の法律は、国王又はその代理人により発議される。両院は、当該法律を審議し、及び採決するため、合同会議を開催する。当該法律の採決に当たっては、少なくとも投票総数の3分の2の賛同を必要とする。

第30条 継承者が他にいないとみなされる場合に、王位を継承する者が法律により指名される。当該法律は、国王又はその代理人により発議される。(後略)

両院は、国王の死亡又は退位の際に王位継承者がいない場合、解散される。新たに召集された両院は次期国王を指名するため、国王の死亡又は退位の日から4月以内に合同会議を開催する。合同会議において、少なくとも投票総数の3分の2の賛同に基づき、王位継承者が指名される。

第31条 指名された国王は、世襲継承により、その正当な子孫にのみ王位を継承することができる。

世襲継承に係る規定及び前項の規定は、指名された国王の王位継承者について準用する。

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第6条 王位継承の順位は、直系にして女王若しくは国王の適法な正統の子又は王位継承権を有する者の適法な正統の子から子に至り、近親の系統は、遠親の系統に優先し、同系統内では、年長者が年少者に優先する。

胎児も、王位継承権を有する者とみなされ、出生すると直ちに、王位継承の系統において、適当な順位を取得する。

女王、国王若しくはその兄弟姉妹の直系に生れた者又はその兄弟姉妹本人以外は、王位継承権を有しない。

・ (略)

第 7 条 王位継承権を有する王女又は王子がないときは、国王は、国会にその継承者を推薦することができ、国会は、国王の推薦に同意しないときは、選挙する権利を有する。

第 11 条 国王は、王国に居住し、国会の同意なしには、一度に 6 ヶ月以上王国外に滞在しない。この規定に違反した場合には、国王は、王位に対するその権利を失う。

第 48 条 王室の系統が絶えて、王位継承者が選挙されないときは、新たな女王又は国王は、国会でこれを選定する。(後略)

スウェーデン 王位継承法

第 1 条 皇太子ヨハン・バプティスト・ユリウス即ち後のカール 14 世ヨハンの子孫たるカール 16 世グスタフの男子及び女子の子孫が、スウェーデンの王位の継承権を有する。(後略)

第 4 条 不変のアウグスブルク信仰告白及び 1593 年ウプスラ会議の決議において採択され解釈されたところに従い、王は常に純粋の福音派の信仰を奉ずべき旨を規定する 1809 年統治法典第 2 条の明文の規定に従い、王子及び王女は、同じ信仰のもとに王国内において養育される。当該信仰を奉じない王族は、王位継承についてのあらゆる権利から排除される。

第 5 条 王子及び王女は、王の要請により政府が同意を与えない限り、婚姻をすることができない。王子又は王女は、当該同意なしに婚姻をした場合には、本人並びにその子及び子孫に関して、王位継承権を剥奪される。

第 8 条 王子又は王女は、王及び国会の同意なしには、選挙、相続又は婚姻のいずれによるかを問わず、外国の主権者となることができない。王子又は王女がこの規定に違反した場合には、当該王子又は王女及びその子孫は、スウェーデンの王位継承権を有しない。

スペイン スペイン憲法

第 57 条 スペイン国王は、歴史的王朝の正当な継承者であるブルボン家ドン・ホアン・カルロス 1 世陛下の後継者が、これを世襲する。(後略)

(略)

法律で定めるすべての家系が消滅したときは、スペインの利益に最も合致する方法で、国会が王位継承者を任命する。

王位継承権を有する者が、国王および国会の明示的禁止に違反して婚姻をなしたときは、本人及びその子孫は、王位継承権を剥奪される。

退位、譲位および王位継承に関する、事実上または法律上の疑義については、組織法により、これを解決する。

タイ タイ王国憲法

第 22 条 次条の適用下において、王位継承は、王位継承に関する仏暦 2467 年王室典範に従うものとする。

仏暦 2467 年王室典範の改正は、国王のみの権限とする。国王が何らかの意見を表明したときは、枢密院は王室典範の改正案を起草し、国王の判断を求めて奏上する。国王が承認し署名した後、枢密院議長は、国会議長にその旨を通知し、国会議長は国会に通知する。同改正案は、国会議長が勅命に副署し、官報において公布された時より効力を有する。

(略)

第 23 条 王位が空位となり、国王が、仏暦 2467 年王室典範の定めるところにより王位継承者を既に任命している場合、内閣は国会議長に通知し、国会議長は了承を得るために国会を召集する。国会議長は、王位継承者に国王即位を要請し、国民に公布する。

王位が空位となり、国王が前項に定める王位継承者を任命していない場合、枢密院は、内閣に対し、前条に定めるところにより王位継承をする者の名を提出し、内閣は、その承認を得るために、これを国会に提出する。かかる場合、王女の名を提出することもできる。国会による承認の後、国会議長は、王位継承者に国王即位を要請し、国民に告示する。

下院が任期を満了又は解散しているときは、上院が国会の職務として第 1 項に定める了承又は前項に定める承認を行う。

カンボジア **カンボジア王国憲法**

第 10 条 カンボジアの君主制は、選任制度に基づく。

国王は、王位の継承者を指名する権限を有しない。

第 13 条 カンボジア王国の新しい国王は、遅くとも 7 日以内に王国王位継承評議会が選任する。

王国王位継承評議会は、次に掲げる 6 名により構成する。

- 一 議会議長
- 二 首相
- 三 モハニカイ派、トアンマユット派の大管長

王国王位継承評議会の組織及び権限は、法律で定める。

第 14 条 カンボジア王国の国王は、30 歳以上で、且つアンドゥオン王、ノロドム王及びシソワット王のいずれか直系の子孫である王族から選任する。

【参考】女性の王位継承について

女性の王位継承に対する日本及び諸外国における態度は、次のとおりである。

	日本	英国	デンマーク	ベルギー	オランダ	ルウウェー	スウェーデン	スペイン	タイ	カンボジア
女性の王位継承権	×									×

男性・女性問わず、平等に王位継承を認める。

男性優先ながら、女性にも王位継承を認める。

× 女性には王位継承を認めない。

【ヨーロッパ各国】

ヨーロッパ各国の女性の王位継承に関しては、『衆憲資第13号 象徴天皇制に関する基礎的資料』（衆議院 2003年）の47～48頁にまとめているので、ご参照ください。

【タイ】

王位継承に関する制度は、憲法ではなく、王室典範において詳しく定められているようである。憲法上の規定によれば、王位継承者は、王室典範の定めるところにより、国王が任命することができる（第23条第1項）とされ、男子・女子は問わないようである。¹⁵

また、国王が王位継承者を任命していなかった場合には、枢密院が王位継承をする者の名を提出するとされ、その王位継承の候補者は王女も含むことができる（第23条第2項）。

【カンボジア】

30歳以上でアンドゥオン王、ノロドム王、シソワット王のいずれかの直系子孫の王族から選ばれる（第14条）とされる。しかし、国王の配偶者はカンボジア王妃の称号をもつという規定（第15条）から、王位継承を事実上、男子に限定している。¹⁶

¹⁵ 2001年現在、タイの王位継承権を有するのは、「ワチラロンコン皇太子とシリントン王女の2名である。」（時事通信社編『世界王室最新マップ』新潮社 2001年 50頁）

¹⁶ 「国王の配偶者は、カンボジア王妃の称号をもつという規定（第15条）からもわかるように、王位の継承を事実上、男子に限定した。」（四本健二『カンボジア憲法論』勁草書房 1999年 88頁）

【参考】国王と宗教との関係について

国王と宗教の関係に関する日本及び諸外国の憲法上の規定状況は、次のとおりである。

	日本	英国	デンマーク	ベルギー	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	スペイン	タイ	カンボジア
国王が特定の宗教の信者であることを要求する	×	17	6	×	×	4	継 4	×	9	×

表中の数字は、その規定を定める憲法の条文番号を示す。

デンマーク デンマーク王国憲法

第 6 条 国王は、福音ルーテル教会の会員でなければならない。

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第 4 条 国王は、常に福音ルーテル教の信徒であり、且つ、同教を維持し、保護する。

スウェーデン 王位継承法

第 4 条 不変のアウグスブルク信仰告白及び 1593 年ウプスラ会議の決議において採択され解釈されたところに従い、王は常に純粹の福音派の信仰を奉ずべき旨を規定する 1809 年統治法典第 2 条の明文の規定に従い、王子及び王女は、同じ信仰のもとに王国内において養育される。当該信仰を奉じない王族は、王位継承についてのあらゆる権利から排除される。

タイ タイ王国憲法

第 9 条 国王は仏教徒であり、最高の宗教擁護者である。

3 - 3 王位継承の順位に関する規定

日本

憲法上には規定を有しないが、皇室典範第 2 条及び第 3 条に、皇位の継承順位及び順位の変更について定めている。

¹⁷ 3 頁の注 4 を参照のこと。

皇室典範（昭和22年法律第3号）

第2条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

- 一 皇長子
- 二 皇長孫
- 三 その他の皇長子の子孫
- 四 皇次子及びその子孫
- 五 その他の皇子孫
- 六 皇兄弟及びその子孫
- 七 皇伯叔父及びその子孫

前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族にこれを伝える。

前2項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第3条 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、皇位継承の順序を変えることができる。

英国

ジェームズ1世の長女エリザベスの娘でありハノーヴァー選帝侯であるソフィアの直系卑属たる法定相続人（エドワード8世とその子孫を除く）の中から、長男子相続制を適用し、女子よりも男子が、そして、長子が優先して継承する¹⁸。

その他の諸国

デンマーク・カンボジアを除く各国の憲法に規定を有している。ただし、デンマークは、王室関連法である王位継承法において規定を有している。

詳細については、『衆憲資第13号 象徴天皇制に関する基礎的資料』（衆議院 2003年）の47～48頁をご参照ください。

タイは、仏暦2467年（西暦1924年）王室典範の定めるところにより、国王が王位継承者を任命している場合は、国会の了承を得て、その者が後継する。国王が王位継承者を任命していない場合は、枢密院が、王室典範に定めるところにより、王位継承者の名を内閣を通じて、国会に提出し、承認を得る仕組みとなっている。

カンボジアは、王位継承に関して、選任制度を採用しており、国王は、王

¹⁸ 「国王が崩御して男子がいなかった場合には女子に王位が移るが、男子がいれば男子が優先する。女子が複数いる場合には、年令の高位の者が王位を継承する。しかし、今日、このような封建法に通じる王位継承は男女差別に通じるとして、王位は男女に関わりなく生まれた順に継承されるべきとの議論が高まり、ブレア政権の下で、近く改正法案の提出が期待されている。」（加藤紘捷『概説イギリス憲法 - 由来・展開そして改革へ - 』勁草書房 2002年 168頁）

位継承者を指名する権限を有しておらず、王国王位継承評議会が、国王の選任を行うこととなっている。

ベルギー ベルギー国憲法

第 85 条 国王の憲法上の権限は、レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ドゥ・サクス・コプール陛下の直系、実系および嫡出の子孫において、長を先に、これを継承する。

・ (略)

オランダ オランダ王国憲法

第 25 条 国王が死亡した場合、王位は、年齢の長幼の順に従い、国王の正当な子孫に世襲により継承される。王位継承者が国王より先に死亡した場合における継承順位についても、同様の方法によるものとする。国王に子孫がない場合、王位は、同様の方法により、当該国王の正当な子孫に継承される。ただし、当該国王の 3 親等を超える者に継承することはできない。

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第 6 条 王位継承の順位は、直系にして女王若しくは国王の適法な正統の子又は王位継承権を有する者の適法な正統の子から子に至り、近親の系統は、遠親の系統に優先し、同系統内では、年長者が年少者に優先する。

胎児も、王位継承権を有する者とみなされ、出生すると直ちに、王位継承の系統において、適当な順位を取得する。

~ (略)

スウェーデン 王位継承法

第 1 条 皇太子ヨハン・バプティスト・ユリウス即ち後のカール 14 世ヨハンの子孫たるカール 16 世グスタフの男子及び女子の子孫が、スウェーデンの王位の継承権を有する。年長の男子及び女子並びに彼らの子孫は、王位継承の順位において、年少の男子及び女子並びに彼らの子孫に優先する。

スペイン スペイン憲法

第 57 条 スペイン国王は、歴史的王朝の正当な継承者であるブルボン家ドン・ホアン・カルロス 1 世陛下の後継者が、これを世襲する。王位継承は、長子相続および代襲相続の規則に従い、常に長系が他の家系に優先する。また、同一家系内では、最近親等が他の親等に、同一親等内では、男子が女子に、同性間では、年長者が年少者に、それぞれ優先する。

~ (略)

タイ タイ王国憲法

第 22 条 次条の適用下において、王位継承は、王位継承に関する仏暦 2467 年王室典範に従うものとする。

仏暦 2467 年王室典範の改正は、国王のみの権限とする。国王が何らかの意見を表明したときは、枢密院は王室典範の改正案を起草し、国王の判断を求めて奏上する。国王が承認し署名した後、枢密院議長は、国会議長にその旨を通知し、国会議長は国会に通知する。同改正案は、国会議長が勅命に副署し、官報において公布された時より効力を有する。

下院が任期を満了又は解散しているときは、上院が国会の職務として前項に定める通知を受ける。

第 23 条 王位が空位となり、国王が、仏暦 2467 年王室典範の定めるところにより王位継承者を既に任命している場合、内閣は国会議長に通知し、国会議長は了承を得るために国会を召集する。国会議長は、王位継承者に国王即位を要請し、国民に公布する。

王位が空位となり、国王が前項に定める王位継承者を任命していない場合、枢密院は、内閣に対し、前条に定めるところにより王位継承をする者の名を提出し、内閣は、その承認を得るために、これを国会に提出する。かかる場合、王女の名を提出することもできる。国会による承認の後、国会議長は、王位継承者に国王即位を要請し、国民に告示する。

下院が任期を満了又は解散しているときは、上院が国会の職務として第 1 項に定める了承又は前項に定める承認を行う。

3 - 4 国王の憲法遵守の宣誓に関する規定

日本

憲法上、天皇の憲法遵守の宣誓に関する規定は存在せず、第 99 条において、天皇の憲法尊重擁護義務を定めるのみである。

なお、今上天皇の即位時に、国の儀式として行われた「即位後朝見の儀」（宮中 平成元年（1989 年）1 月 9 日）における今上天皇の「おことば」の中では、「憲法遵守」が謳われていた。¹⁹

¹⁹ 皇位継承に伴う儀式：「現行の皇室典範は、第四条で即位について定め、また第二四条で、皇位の継承があったときは「即位の礼」を行うと規定している。しかし、即位及び即位の礼に伴いどのような式を行うかについては、具体的に規定していない。旧憲法下では、先帝の「崩御」に伴い皇位を継承することを「踐祚」とし、これと後に行われる即位の礼及び大嘗祭とを区別していた。「踐祚」に伴う儀式は、登極令第一条により、「賢所ノ儀」と「皇霊殿神殿二奉告ノ儀」とされ、さらにその附式により、これらに加えて、「剣璽渡御ノ儀」と「踐祚後朝見ノ儀」とで「踐祚ノ式」を構成していた。登極令を含む皇室令は、日本国憲法の制定と時を同じくして失効したが、宮内庁の側では、新たに規定が置かれない限り「従前の例による」という通牒を発して、儀式の温存を図った。今回の天皇の「代替わり」は、これらの儀式をそのまま踏襲して行われた。まず、「賢所の儀」および「皇霊殿神殿に奉告の儀」は、皇室の私的儀式として行われた。次に「剣璽等承継の儀」については、内閣告示により国の儀式とすること及びその場所と時間が告示された。…「即位後朝見の儀」も内閣告示で国の儀式とされ、儀式の細目は、宮内庁長官が定めた。儀式の内容は、「踐祚後朝見ノ儀」と同一である。…なお、

日本国憲法

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

おことば（「即位後朝見の儀」平成元年1月9日 於：宮中）

大行天皇の崩御は、誠に哀痛の極みであります。日本国憲法及び皇室典範の定めるところにより、ここに、皇位を継承しました。

深い悲しみのうちにあつて、身に負った大任を思い、心自ら肅然たるを覚えます。

顧みれば、大行天皇には、御在位六十有余年、ひたすら世界の平和と国民の幸福を祈念され、激動の時代にあつて、常に国民とともに幾多の苦難を乗り越えられ、今日、我が国は国民生活の安定と繁栄を実現し、平和国家として国際社会に名誉ある地位を占めるに至りました。

ここに、皇位を継承するに当たり、大行天皇の御遺徳に深く思いをいたし、いかなるときも国民とともにあることを念願された御心を心としつつ、皆さんとともに日本国憲法を守り、これに従って責務を果たすことを誓い、国運の一層の進展と世界の平和、人類福祉の増進を切に希望してやみません。

英国

国王の戴冠式における宣誓の言葉が制定法（ウィリアムとメアリー治世第1年法律第6号）により規定されており、この中で、「国王は人民を議会の制定法、イングランド及びその領土の法及び慣習法に従って統治することを約束する」とされている²⁰。

天皇の「おことば」の中に「憲法遵守」が謳われており、これをもって天皇の姿勢を評価する向きがあるが、この儀式自体が国の儀式とされ、「おことば」を述べるという天皇の行為は、内閣の助言と承認に基づいたものであることに留意する必要がある。国の儀式とされたこれら二つの儀式について、現憲法下では、皇室典範第二四条規定の「即位の礼」を、皇位継承直後の儀式まで含めるように解釈しないかぎり、少なくとも法的根拠はないことになる。この意味で「踐祚後朝見ノ儀」を「即位後朝見の儀」に名称を替えたのは、「踐祚」も「即位」に含めて、皇室典範によって法的根拠を与えることを意図したものであるように思われる。」（齋藤憲司「資料作成・象徴天皇制（二）」『ジュリスト No.938』有斐閣 1989年 106～107頁）
²⁰ 「革命の直後に新しい宣誓が制定法（ウィリアムとメアリー治世第一年法律第六号）により制定された。…そこでの最も重要な句は、国王はイングランド及びイングランドに属する領土の人民を議会で同意された制定法とイングランド及びその領土の法及び慣習法とに従って統治することを約束する、というものである。」（F.W.メイトランド著 小山貞夫訳『イングランド

その他の諸国

宣誓に関する規定は、デンマーク・ベルギー・オランダ・ノルウェー・スペイン・カンボジアの憲法において定めている。そのうち、カンボジアを除く各国は、具体的な宣誓内容についても、憲法規定を有している。

デンマーク デンマーク王国憲法

第 8 条 国王は、即位に先立ち、國務會議〔Council of State〕において、憲法に忠実に従うことを文書によって厳粛に宣言しなければならない。その宣言書の同一の成文 2 通を作成し、うち 1 通は、国会に交付して、その書類保存所に保存し、もう 1 通は、記録局に収蔵するものとする。不在その他の理由により、国王が即位後、直ちに上記の宣言書に署名できない場合、制定法によって別段の規定がなされていない限り、統治は、この宣言書に署名がなされるまで、國務會議がこれを行う。王位継承者としてすでに上記の宣言書に署名を終えている場合には、国王は王位が空位となり次第、直ちに王位に就く。

ベルギー ベルギー国憲法

第 91 条 (略)

国王は、両議院の合同集会において、以下の宣誓を行うまでは、王位に就くことがない。

「私は、ベルギー人民の憲法と法律を遵守し、国家の独立と領土の保全を維持することを誓う。」

オランダ オランダ王国憲法

第 3 2 条 君主大権を引き受けるに当たって、国王は、首都アムステルダムでの両院の公開かつ合同の会議において、すみやかに宣誓を行い、就任する。国王は、憲法に対する忠誠及び誠実な職務の執行を宣誓し、又は約束する。その他の規則については、法律で定める。

補則第 1 1 条 1972 年憲法第 44 条、第 53 条及び第 54 条に規定する宣誓及び約束の文言は、法律により規定を定めるまで、その効力を有する。

第 44 条 [1972 年憲法] 摂政は、就任に当たって、両院合同会議において、次に掲げる宣誓又は約束を行う。当該宣誓又は約束は、議長が主宰するものとする。

「私は、国王に忠誠を誓います(約束します)。私は、国王が未成年である間(国王が国政を執行できない間又は王権の行使が停止されている間)、王権を行使するに当たって、常に、憲法を遵守し、かつ、擁護することを誓います(約束します)。

私は、力の限り、国家の独立及び領域を守り、及び保全し、国民全体及び個人の自由並びに国王の臣民の権利を保障し、並びに国民全体及び個人の福祉の維持及び増進のため、善良かつ誠実な摂政の職務に従い、法律の定めるすべての手段を行使することを誓います(約束します)。神の御加護を賜らんことを(以上のことを、私は、約

束します。）」

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第 9 条 国王は、成年に達して国政を執るや直ちに、国会の面前で次の宣誓を行う。

「私は、憲法及び法律に従って、ノルウェー王国を統治することを約し誓うものでありますから、全能にして全智なる神よ、正しく私を助け給わんことを。」

その際、国会が開会中でないときは、宣誓は、これを文書にして内閣に渡し、国王は、次の国会に対して厳粛に繰返すものとする。

スペイン スペイン憲法

第 61 条 国王は、国会における即位の宣言にあたり、その職務を誠実に執行すること、憲法および法律を遵守しかつ遵守せしめること、ならびに市民および自治州の権利を尊重することを宣誓する。

皇太子は、成人に達した時、また摂政は、就任の際、前項の宣誓および国王に対する忠誠の宣誓を行う。

カンボジア カンボジア王国憲法

第 14 条 （略）

国王となる者は、王位を継承するにあたり附属文書 4 に定める宣誓を行う。

・摂政（王権の委任・代行を含む）に関連する規定

摂政及び国王の権能の委任・代行等に関する規定は、デンマークを除く各国憲法で詳細な規定を設けており、対象となる条文の分量も膨大な数にのぼるため、国単位で取り上げ、その特徴及び条文を記述する。

摂政等（王権の委任・代行を含む）に関する規定の状況

	摂政等の設置			摂政等の宣誓
	国王未成年時	国王不在・不能時	国王空位時	
デンマーク	×	×	×	×
ベルギー				
オランダ				
ノルウェー				
スウェーデン				×
スペイン			×	
タイ				
カンボジア	×			×
日本				×

「」は、皇室関連法に規定があることを示す。

本表では、対象となる条文が膨大な数にのぼるため、条文番号の記載は省略した。

1. 日本

憲法第4条第2項で「国事行為の委任」について、第5条で「摂政の設置」について、定めている。ただし、「法律の定めるところにより」（第4条第2項）、「皇室典範の定めるところにより」（第5条）とされているように、憲法上に具体的な規定を有しているわけではない。

「国事行為の委任」については、国事行為の臨時代行に関する法律（昭和39年法律第83号）に、その趣旨、委任方法、委任の解除等を定める。

「摂政」については、皇室典範第16条から第21条にかけて、その設置事由・就任資格・順序・廃止等についての規定を定めている。

日本国憲法

第4条 天皇は、この憲法に定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名

でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第 1 項の規定を準用する。

皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第 16 条 天皇が成年に達しないときは、摂政を置く。

天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く。

第 17 条 摂政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。

- 一 皇太子又は皇太孫
- 二 親王及び王
- 三 皇后
- 四 皇太后
- 五 太皇太后
- 六 内親王及び女王

第 18 条 摂政又は摂政となる順位にあたる者に、精神若しくは身体の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、摂政又は摂政となる順序を変えることができる。

第 19 条 摂政となる順位にあたる者が、成年に達していないため、又は前条の故障があるために、他の皇族が、摂政となつたときは、先順位にあつていた皇族が、成年に達し、又は故障がなくなつたときでも、皇太子又は皇太孫に対する場合を除いては、摂政の任を譲ることがない。

第 20 条 第 16 条第 2 項の故障がなくなつたときは、皇室会議の議により、摂政を廃する。

第 21 条 摂政は、その在任中、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

国事行為の臨時代行に関する法律（昭和 39 年法律第 83 号）

第 1 条 日本国憲法第 4 条第 2 項の規定に基づく天皇の国事に関する行為の委任による臨時代行については、この法律の定めるところによる。

第 2 条 天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）第 17 条の規定により摂政となる順位にあたる皇族に委任して臨時に代行させることができる。

前項の場合において、同項の皇族が成年に達しないとき、又はその皇族に精神若しくは身体の疾患若しくは事故があるときは、天皇は、内閣の助言と

承認により、皇室典範第 17 条に定める順序に従つて、成年に達し、かつ、故障がない他の皇族に同項の委任をするものとする。

第 3 条 天皇は、その故障がなくなつたとき、前条の規定による委任を受けた皇族に故障が生じたとき、又は同条の規定による委任をした場合において、先順位にあたる皇族が成年に達し、若しくはその皇族に故障がなくなつたときは、内閣の助言と承認により、同条の規定による委任を解除する。

第 4 条 第 2 条の規定による委任は、皇位の継承、摂政の設置又はその委任を受けた皇族の皇族たる身分の離脱によつて終了する。

第 5 条 この法律の規定により天皇の国事に関する行為が委任され、又はその委任が解除されたときは、内閣は、その旨を公示する。

第 6 条 第 2 条の規定による委任を受けた皇族は、その委任がされている間、訴追されない。ただし、このため、訴追の権利は、害されない。

2 . 英国

「王位継承の時点で、国王が 18 歳未満である場合または成年の国王が無能力である場合に、摂政が置かれることが定められている（1937 年摂政法（Regency Act 1937）」²¹とされる。

3 . デンマーク

制定法によって定めるとされており、憲法上に具体的な規定を有しない。

デンマーク王国憲法

第 9 条 国王の未成年、疾病または不在の場合における主権の行使に関する規定は、制定法によってこれを定める。（後略）

4 . ベルギー

国王が、未成年時、行為不能時、空位時に摂政等を置くとされる。また、摂政の人数に関する規定を有しているほか、摂政に就任する際に、宣誓を行うことを要求する旨の規定を設けている。

なお、摂政の置かれている間は、国王の権限、王位継承、摂政の規定等に関するいかなる憲法修正もなしえないことを明記しており、これはベルギーだけに見られる特徴である。

²¹ 戒能通厚編『現代イギリス法事典』（新世社 2003 年 157 頁）

ベルギー国憲法

第 91 条 (略)

国王は、両議院の合同集会において、以下の宣誓を行うまでは、王位に就くことがない。

「私は、ベルギー人民の憲法と法律を遵守し、国家の独立と領土の保全を維持することを誓う。」

第 92 条 国王死亡時に、後継者が未成年であるとき、両議院は、摂政および太傅を置くために合同集会を開く。

第 93 条 国王が君臨不能時であるとき、内閣は、これを確認した後、両議院を直ちに召集する。両議院の合同集会により後見および摂政が置かれる。

第 94 条 摂政職は、1名の人物にしか委ねられることができない。

摂政は、第 91 条の宣誓をした後でなければ、職務に就くことができない。

第 95 条 王位が空位の場合、合同で審議する両議院は、総改選された両議院の集会まで、仮に摂政を置く。この集会は遅くとも 2 ヶ月以内に開かれる。合同で審議する新たな両議院は、空位を最終的に補充する。

第 197 条 摂政がおかれている間、いかなる修正も、国王の憲法上の権限および第 85 条ないし第 88 条、第 91 条ないし第 95 条、第 106 条および第 197 条に関して、行うことができない。

5 . オランダ

摂政及び後見人に関する規定を有している。国王が、未成年時、行為不能時、一時的な君主大権の放棄時、空位時に摂政を置くとされ、18 歳以上の王位継承者がいれば、その者が正当に摂政になる。18 歳以上の王位継承者が存在しない場合は、両院の合同会議を開催し、法律による指名を行う。摂政就任の際に、宣誓を行う必要がある。

オランダ王国憲法

第 34 条 未成年である国王の財産管理及び後見並びに監督については、法律で定める。両院は、この問題を審議し、及び採決するため、合同会議を開催する。

第 35 条 ~ (略)

国王が君主大権を行使できない旨決議された場合において、必要があると認められるときは、その後見について、法律で定める。両院は、この問題を審議し、及び採決するため、合同会議を開催する。

第 36 条 国王は、法律の定めるところにより、一時的に君主大権の行使を放棄し、及びその行為を再開することができる。関係法律は、国王又はその代理人により発議されるものとする。両院は、この問題を審議し、及び採決するため、合同会議を開催する。

第 37 条 次に掲げる場合において、君主大権は、摂政により行使される。

一 国王が 18 歳未満のとき。

- 二 王位が胎児に継承されたとき。
- 三 国王が君主大権を行使できない旨決議されたとき。
- 四 国王が一時的に君主大権の行使を放棄したとき。
- 五 国王の死亡又は退位の際に王位継承者がいないとき。

摂政は、法律により指名される。両院は、この問題を審議し、及び採決するため、合同会議を開催する。

第1項第3号及び第4号に掲げる場合において、18歳以上の王位継承者は、正当に、摂政となる。

摂政は、両院合同会議において、憲法に対する忠誠及び誠実な職務の執行の宣誓又は約束をする。摂政の職務に関する規則は、継承及び復位に関する規定を含む法律で定める。両院は、この問題を審議し、及び採決するため、合同会議を開催する。

(略)

第38条 君主大権は、その行使に係る代替的な規定が制定されるまでの間、枢密院により行使される。

補則第11条 1972年憲法第44条、第53条及び第54条に規定する宣誓及び約束の文言は、法律により規定を定めるまで、その効力を有する。

第44条[1972年憲法] 摂政は、就任に当たって、両院合同会議において、次に掲げる宣誓又は約束を行う。当該宣誓又は約束は、議長が主宰するものとする。

「私は、国王に忠誠を誓います(約束します)。私は、国王が未成年である間(国王が国政を執行できない間又は王権の行使が停止されている間)、王権を行使するに当たって、常に、憲法を遵守し、かつ、擁護することを誓います(約束します)。

私は、力の限り、国家の独立及び領域を守り、及び保全し、国民全体及び個人の自由並びに国王の臣民の権利を保障し、並びに国民全体及び個人の福祉の維持及び増進のため、善良かつ誠実な摂政の職務に従い、法律の定めるすべての手段を行使することを誓います(約束します)。神の御加護を賜らんことを(以上のことを、私は、約束します。)」

6. ノルウェー

国王の旅行期間中における王国統治の内閣への委任について定めるほか、国王の未成年時の受託者(摂政に該当する)への統治委任に関する規定を有している。そのほか、国王の不在時・行為不能時における王権の授与に関する規定、王権を授与された王女・王子の宣誓に関する規定を有している。

ノルウェーに特徴的な規定として、代行の終了後の報告に関する事項が挙げられる。

ノルウェー王国憲法

第13条 国王は、国内の旅行中、王国の統括を内閣に委任することができる。内閣は、国王の名において且つ国王のために、統治を行う。内閣の閣僚は、この憲法の規定及び国王の発する特別の指令を遵守するものとし、国王は、この指令で内閣の閣僚に通告する。

第 40 条 国会が会合して、国王未成年中の統治についての規定を設けるまでは、政府は、憲法に従って、王国の統轄を行う。

第 41 条 国王が、戦場にあるという理由以外のため王国に不在のとき、若しくは国王が病のため統治を行うことができないときは、次代の王位継承の資格を有する者が国王の成年と定められた年齢に達しているならば、暫定的に王権を授与された者として、統治を行う。その年齢に達していないときは、内閣が、王国の統轄を行う。

第 43 条 国王の未成年中、国王に代わって統治を行うべき受託者 (trustee) の選挙は、国会の権限に属する。

第 44 条 第 41 条に述べる場合において統治を行う王女又は王子は、国会に対し、次の如き文書による宣誓を行う。

「私は、憲法及び法律に従って、統治を行うことを約し誓うものでありますから、全能にして全智なる神よ、正しく私を助け給わんことを。」

その際、国会が開会中でないときは、この宣誓は、これを内閣に渡し、後、次の国会に送達する。

一度宣誓を行った王女又は王子は、後日、これを繰り返すことはない。

第 45 条 国王を代理する者による国の統轄が終わったならば直ちに、その者は、統轄に関する報告を、国王及び国会に対して提出する。

第 48 条 王室の系統が絶えて、王位継承者が選挙されないときは、新たな女王又は国王は、国会でこれを選定する。その間、行政権は、第 40 条に従ってこれを行う。

7 . スウェーデン

国王の病気・不在等による行為不能時、王族の断絶時における摂政の設置に関する規定を有している。 の場合は、王族から暫定的に摂政が出される。及び国王の死亡、退位もしくは未成年を原因として摂政を設置する場合には、国会が摂政を任命する。

統治法典

第 5 章 元首

第 3 条 病気、外国旅行その他の原因で、国王がその職務を遂行することができないときには、有効な王位継承の順序に従って、王位継承の資格を有する王族の一員が元首の職務を遂行するために、暫定的に摂政の地位に就かなければならない。

第 4 条 王族が絶えたときには、国会は、暫定的に、元首の職務を行う摂政を任命しなければならない。国会は、同時に摂政代理を任命しなければならない。

前項の規定は、国王が死亡し、又は退位し、王位継承者がまだ 18 歳に達しないときにも、準用する。

第 6 条 第 3 条又は第 4 条に基づいてその職務を行う資格を有する者がいないときは、国会は、政府の指名に基づいて、摂政を代行する者を任命しなければならない。

他の資格ある者が職務を行うことができないときは、議長、議長が行うことができないときは副議長が、政府の指名により、摂政を代行するものとする。

8 . スペイン

国王の未成年・行為不能時における摂政の設置に関する規定のほか、国王未成年時における後見人に関する規定を有している。摂政には、王族が就任することを原則とし、摂政となるべき者がいない場合には、国会が任命する。

スペインの特徴として、摂政の人数・国籍・年齢といった摂政就任に関する細かい条件規定を有していることが挙げられる。

スペイン憲法

第 59 条 国王が未成年の場合は、国王の父または母が、また両親がいないときは、憲法の定めるところに従い、王位継承順位の最も近い成年親族が、直ちに摂政に就任し、国王が未成年の間、摂政の職務を行う。

国王が、その権能の行使能力を失い、国会がこれを承認したときは、皇太子は、成年に達している場合、直ちに摂政の権能を行使する。皇太子が未成年のときは、成年に達するまで、前項で定める手続に従う。

摂政となるべき者がいないときは、国会がこれを任命する。摂政は 1 名、3 名または 5 名とする。

摂政に就任するためには、スペイン人であること、および成年に達していることを必要とする。

摂政は、憲法の委任により、かつ常に国王の名において、これを行う。

第 60 条 国王が未成年のときは、先代国王の遺言により指名された、成人の、出生によるスペイン人が、後見人となる。後見人の指名がないときは、国王の父または母が、それぞれ配偶者を有しない場合に限り、後見人となる。父または母がいないときは、後見人は、国会がこれを指名する。ただし、国王の父、母または直系尊属を除き、同一人が摂政および後見人を兼任することはできない。

後見人は、政治的職務または代表権を行使することはできない。

9 . タイ

国王の未成年時・行為不能時・空位時における摂政の設置について規定を有している。摂政の任命は、国王が行う。ただし、国王が任命しない、もしくは任命できない場合には、枢密院が指名し、国会の承認を得た後に任命する。正式に摂政が決まるまでの間は、枢密院議長が暫定的に摂政を務める。

摂政就任の際には、国会において宣誓を行う。

タイ王国憲法

第 18 条 国王が国内に不在のとき、又は何らかの理由により公務をなし得ないときには、国王は 1 人の摂政を任命し、国会議長は勅命に副署する。

第 19 条 国王が前条に定める摂政を任命しない場合又は国王が未成年であるために若しくは他の理由により摂政を任命できない場合、枢密院は、摂政として適当な 1 人の者の名を国会に提出し、承認を求める。国会による承認の後、国王の名において、その者を摂政として任命することを告示する。

下院が任期を満了又は解散しているときは、上院が国会の職務として、前項の承認を行う。

第 20 条 第 18 条又は前条に定める摂政がない間は、枢密院議長が暫定的に摂政を務める。

第 18 条又は前条の定めるところにより任命された摂政がその職務を遂行できない場合、枢密院議長が暫定的に摂政の職務を行う。

第 1 項に定める枢密院議長が摂政を務める間又は前項に定める枢密院議長が摂政の職務を行う間、枢密院議長は議長としての職務を遂行できない。かかる場合、枢密院は職務を代行する暫定議長を 1 人選任する。

第 21 条 第 18 条又は第 19 条に定めるところにより任命された摂政は、国会において以下の宣誓を行う。

「私（宣誓者氏名）は、国王（御名）に忠誠を誓い、国家と国民のために誠実に職務を遂行し、タイ王国憲法をすべての点において擁護し、遵守することを宣誓いたします」

下院が任期を満了又は解散しているときは、上院が本条に定める国会としての職務を行う。

第 24 条 前条に定める王位継承者に対する要請の告示がなされていない間、枢密院議長が暫定的に摂政を務める。ただし、第 18 条若しくは第 19 条に定めるところにより摂政が任命されている間に王位が空位となった場合又は第 20 条第 1 項に定めるところにより枢密院議長が摂政を務めている間に王位が空位となった場合は、王位継承者に対し国王即位を要請し、及びその告示が行われるまで、その摂政が引き続き摂政を務める。

前項の規定に基づいて任命され、引き続きその地位にある摂政がその職務を遂行できない場合、枢密院議長が暫定的に摂政の職務を行う。

第 1 項に定めるところにより枢密院議長が摂政を務める場合又は前項に定めるところにより枢密院議長が暫定的に摂政の職務を行う場合は、第 20 条第 3 項の規定を適用する。

10 . カンボジア

国王の病気による行為不能時・崩御時における摂政の設置、国王不在時における国家元首代行に関する規定を有している。摂政、国家元首代行、いずれも議会議長が就任するのが特徴である。

カンボジア王国憲法

第 11 条 議会議長は、国会が、議会議長及び首相が選任した経験ある医師団により、重篤な疾病によって国家元首としての通常の職責を全うできないと確認されたときは、摂政として国家元首の職責を代行する。

第 12 条 議会議長は、国王が崩御したときは、カンボジア王国の摂政の資格で国家元首代行の職責を負う。

第 30 条 議会議長は、国王が不在の間は、国家元首代行の職責を負う。

．国王の権能に関連する規定

1．国王の権能・制限に関する総則的規定²²

国王の権能及びその制限に関する総則的規定についての各国憲法の規定状況は、次のとおりである。

国王の権能・制限に関する総則的規定の各国憲法上の規定状況

	国王の権能の総則的規定	国王の権能の制限に関する総則的規定
デンマーク	すべての国事に関する最高の権能を有し、大臣を通じて行使(12) 国務会議の議長(17) 国際問題について国を代表(19)	立法統治に関する決議について大臣の副署が必要(14)
ベルギー	立法権を議会と共同して行使(36)(74) 国王の名による判決の執行(40)	憲法・法律で正式に付与する以外の権限を有しない(105) 大臣の副署なき行為を無効(106)
オランダ	君主大権の一時的な放棄・再開が可能(36) 政府は国王・大臣から構成(42) 枢密院の議長(74)	18歳未満の国王は君主大権を行使できない(33) すべての勅令に大臣の署名が必要(47)
ノルウェー	行政権は国王に帰属(3) 陸海軍の総司令官(25)	すべての決定について首相・大臣等の副署が必要(31)
スウェーデン	首相から国務に関する情報提供を受ける(統5-1) 閣議の議長(統5-1)(統6-4)	
スペイン	諸制度の正常な機能を仲裁、調整する(56) 国際関係において国を代表(56) 憲法・法律が付与する権能を行使(56)	首相の副署を欠く行為は無効(56)(64)
タイ	国会・内閣・裁判所を通じて権限を行使(3)	

²² ここでの「総則的規定」とは、国王の権能に関する総則的規定のほか、権能行使の根拠となり得る国王の地位に関する規定も含めたものである。

カンボジア	国の独立・主権・領土保全を保証（ 8 ） 市民の権利・自由を擁護（ 8 ） 国際条約を保証（ 8 ） 公権力の誠実な行使を確保するための調停者としての任務に責任を有する（ 9 ） 勅書をもって議会と連絡（ 18 ） 軍の最高司令官（ 23 ） 国防最高評議会の議長（ 24 ） 司法の独立の擁護者（ 113 ）	君臨するが統治しない（ 7 ） 上記（ 7 ）の規定を絶対的に修正しえない（ 17 ）
	王妃に関する規定	
	社会的・人道的・宗教的利益の奉仕活動を行う（ 16 ） 国王の儀典・外交を補佐（ 16 ）	政治参画、元首又は首脳、行政的・政治的役割の一切の権限を有しない（ 16 ）
日本		すべての国事行為に内閣の助言と承認が必要（ 3 ） 憲法上の国事行為のみを行い、国政に関する機能を有しない（ 4 ）

英国は、成文の憲法を有しないため、表の対象から除外した。
 表中、括弧内の数字は、当該規定の条文番号を示す。

1 - 1 国王の権能に関する総則的規定

日本

憲法及び皇室関連法上に規定を有しない。

英国

成文の憲法典を持たず、日々流動し定着しない憲法的習律による修正が常に行われるという状況もあり、英国の国王の権能は、「霧の中の移動標的である」とされ、その叙述は非常に困難であるとされる。ここでは、立法・行政・司法の三権における国王の地位を述べるに止める。

国王は、「最高立法権は、国会における国王（女王）に存する」とされ、それゆえに、法律の裁可・拒否権、国会の解散権等の権能を有するとされる。

行政権においては、「最高執行権は国王に存する」とされ、行政の指揮統括に関する大権、文武官の任免権等は、国王が最高執行権者であることから生じるとされる。

司法権においては、「君主は正義の源泉（fountain of justice）であり、王

国の平和の保護者である」ことから、司法権は国王に由来し、宗教裁判所を除きすべての裁判手続は女王の名において行われるとされる。²³

その他の諸国

41～42頁の表に記載されるとおりである。特徴的な規定として、オランダの「君主大権の一時的な放棄の可能」、カンボジアの「王妃についての権能」が挙げられる。

デンマーク デンマーク王国憲法

第12条 国王は、この憲法に規定する制限に服するのほか、すべての国事に関し最高の権能を有する。かかる最高の権能は、大臣を通じてこれを行使する。

第17条 大臣の全体をもって国務会議を構成する。王位継承者は、成年に達した時、それに列する。国王は、国務会議の議長となる。(後略)

すべての法律案および重要な統治上の措置は、国務会議においてこれを審議しなければならない。

第19条 国王は、国際問題については、王国を代表して行為する。ただし、国王は、国会の同意なしに、王国の領土の増減をきたすような行為をしてはならない。またその履行のために、国会の協賛を必要とする義務または非常な重要性をもつ義務を負ってはならない。また国王は、国会の同意なしに、国会の同意を得て締結された国際条約を終了せしめてはならない。

・ (略)

ベルギー ベルギー国憲法

第36条 連邦立法権、国王、下院および上院により、共同して行使される。

第40条 (略)

判決は、国王の名により執行される。

第74条 第36条の例外として、連邦立法権は、以下の事項について、国王と下院により共同して行使される。

- 一 帰化の許可、
- 二 国王の大臣の民事的および刑事的責任に関する法律、
- 三 国の予算および決算、ただし、第174条1項(毎年、下院は決算法を定め、予算を採択する。ただし、下院および上院は、それぞれ自らに関して、運営経費を毎年定めるものとする。)を除く、
- 四 軍の徴兵数の決定、

²³ 英国の国王の権能に関する記述は、榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』(有信堂 1969年)の290～323頁に拠った。

オランダ オランダ王国憲法

第 36 条 国王は、法律の定めるところにより、一時的に君主大権の行使を放棄し、及びその行為を再開することができる。関係法律は、国王又はその代理人により発議されるものとする。両院は、この問題を審議し、及び採決するため、合同会議を開催する。

第 42 条 政府は、国王及び大臣から構成される。

(略)

第 74 条 枢密院の議長は、国王とする。(後略)

(略)

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第 3 条 行政権は、国王、又は、この憲法の第 6 条、第 7 条若しくは第 48 条の規定に従い女子が王位を継承した場合には、女王に属する。行政権が女王に属するときは、女王は、国の憲法及び法律において、国王が有する全ての権利及び義務を有する。

第 25 条 国王は、王国の陸海軍の総司令官である。陸軍及び海軍は、国会の承認がなければ、これを増員することも減員することもできない。陸海軍は、外国の役務に用いることはできず、また外国の役務に従事する軍隊は、敵襲に対する援兵を除くの外、国会の承認なくして王国内に入れることはできない。

国防義勇軍及びその他正規の軍隊に編入することのできない軍隊は、国会の承認がなければ、王国の国境を越えて、これを使用することはできない。

スウェーデン 統治法典

第 5 章 元首

第 1 条 元首は、総理大臣から国務について常時情報を与えられるものとする。政府は、必要なときにはいつでも、元首を議長とする閣議を召集しなければならない。

第 6 章 政府

第 4 条 国会が新しい総理大臣に関する議案を承認したときは、総理大臣は、できるだけ速やかに大臣を任命し、国会に通知しなければならない。政府の交替は、元首が出席するその後の特別閣議で、もし元首が出席することができないときは、議長が出席する特別閣議において行わなければならない。(後略)

スペイン スペイン憲法

第 56 条 国王は、国家元首であり、国の統一及び永続性の象徴である。国王は、諸制度の正常な機能を仲裁、調整し、国際関係とりわけ歴史的にスペインと同一の共同体を形成してきた国々との関係において、スペイン国の最高代表権を有し、ならびに憲法および法律が明示的に付与する機能を行使する。

・ (略)

タイ タイ王国憲法

第3条 主権は、タイ国民に属する。元首たる国王は、本憲法の定めるところにより、国会、内閣及び裁判所を通じて、その権限を行使する。

カンボジア カンボジア王国憲法

第8条 (略)

国王は、カンボジア王国の独立、主権、領土保全を保証し、市民の権利及び自由を擁護し、国際条約を保証する。

第9条 国王は、公権力の誠実な行使を確保するための調停者としての威厳ある任務に責任を負う。

第16条 (略)

カンボジア王国王妃は、社会的、人道的及び宗教的利益に奉仕する活動を行い、国王の儀典及び外交に関して、国王を補佐する。

第18条 国王は、勅書をもって議会と連絡する。これらの勅書は、討論に付さないものとする。

第23条 国王は、クメール国軍の最高司令官である。クメール国軍司令官は、国軍を指揮するために任命する。

第24条 国王は、法律により設置する国防最高評議会の議長である。

(略)

第113条 国王は、司法の独立の擁護者である。司法官職高等評議会は、司法の独立の擁護に関して、国王を補佐する。

1 - 2 国王の権能の制限に関する総則的規定

日本

憲法第3条に「すべての国事行為に内閣の助言と承認を必要」とする規定を設けている。また、第4条では、「天皇は、憲法上に定める国事行為のみを行い、国政に関する機能を有しない」とする旨を明記している。

日本国憲法

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

英国

「国王大権は、今日では大臣助言制によって民主的抑制を受けるようになった。この大臣助言制は産業革命を経た 19 世紀中頃までに発達した憲法習律に基づく」²⁴とされる。

その他の諸国

スウェーデン・タイ以外の国で規定を有している。国王の行為に対して、首相・大臣等の副署を要求する規定が多い。ベルギー・ノルウェーでは、大臣の副署がない国王の行為はすべて無効になる旨を明記している。

カンボジアでは、「国王は、君臨するが、統治しない」と明記するとともに、当該規定の修正を絶対的に禁止する規定を有している²⁵。また、王妃に関する規定を有し、行政的・政治的な権限を一切有しないとする。

デンマーク デンマーク王国憲法

第 14 条 国王は、首相およびその他の大臣を任免する。国王は、大臣の数および大臣の間の職務の配分を決定する。立法および統治に関する決議は、国王の署名によって有効となる。ただし、国王の署名は、一人ないしそれ以上の大臣の副署をともなっていないと認められない。決議に副署した大臣は、その決議に対して責任を負う。

ベルギー ベルギー国憲法

第 105 条 国王は、憲法および憲法自体に基づき定められた個別の法律が正式に付与する以外の権限を有しない。

第 106 条 いかなる国王の行為も、大臣の副署がなければ、効力を有しない。大臣は副署によってのみ責任を負う。

オランダ オランダ王国憲法

第 33 条 国王は、18 歳になるまで、君主大権を行使することができない。

第 47 条 すべての法律及び勅令は、国王及び大臣又は閣外大臣の署名を要する。

²⁴ 加藤紘捷『概説イギリス憲法 - 由来・展開そして改革へ - 』（勁草書房 2002 年 165 頁）

²⁵ 当該規定が設けられたのは、次のような背景がある。「1993 年憲法（現カンボジア王国憲法：事務局注記）の最大の使命は、長期にわたる内戦を終結させて政治的安定を確保し、経済開発をすすめることにあった。かつては神性を帯びた王であり、今なお国民の心情的な支持を集め、SNC 議長を務めたシハヌークの求心力を頼み、また君主制というカンボジアの伝統への回帰を選択した 1993 年憲法は、国王にいかなる地位を与えるか、という問題と複数政党制の下での選挙を通じた国民代表の選出という民主的手続きの貫徹、という一見相反する要請を「君臨すれども統治しない」君主制を採用することによって両立させ、その下で政府が普通選挙によって選出された議会に対して責任を負うことで整合性のある解決を図った。」（四本健二『カンボジア憲法論』勁草書房 1999 年 186～187 頁）

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第 3 1 条 国王の行うすべての決定は、有効となるためには、副署されなければならない。軍隊指揮に関する決定は、報告を提出する者がこれに副署する。その他の決定は、内閣総理大臣が、総理大臣が出席しなかったときは出席者中の第一閣僚が、これに副署する。

スペイン スペイン憲法

第 5 6 条 ・ (略)

国王の身体は不可侵であり、かつ国王は無答責である。国王の行為は、常に第 6 4 条で定める方式により副署され、副署を欠くときは、その行為は効力を有しない。ただし、第 6 5 条 2 項に定める場合は、この限りではない。

第 6 4 条 国王の行為については、内閣総理大臣が副署し、場合により、主務大臣が副署する。(後略)

国王の行為については、これに副署した者が責任を負う。

カンボジア カンボジア王国憲法

第 7 条 カンボジア国王は、君臨するが、統治しない。

・ (略)

第 1 6 条 カンボジア王国王妃は、政治に参画する権限、国家元首又は政府首脳としての権限若しくは行政的、政治的役割を果たす権限を一切有しない。

(略)

第 1 7 条 本憲法第 7 条第 1 項に規定する「国王は君臨するが、統治しない」という規定は、絶対的に修正しえないものとする。

2. 国王の権能に関する具体的規定

各国憲法における国王権能に関する具体的規定の状況は、次のとおりである。

「国王の地位」等についての各国憲法上の規定状況

	国王の権能・行為の内容	制限規定 (効力発生条件)	条文 番号
デン マーク	人事に関する事項		
	首相・大臣を任免する		14
	議会・法律に関する事項		
	法律案を提出する		21
	法律を裁可し、公布を命じる		22
	法律の施行を監視する		22
	暫定命令を発する	国会召集後の承認	23
	議会の総選挙の命令書を発令する		32
	外交に関する事項		
	条約を破棄する	国会の同意	19
	武力行使を行う	国会の同意	19
	司法に関する事項		
	大臣を弾劾する		16
	王国高等法院に訴訟を提起する		60
	叙爵・恩赦に関する事項		
	恩赦を行う		24
	恩典を付与する		25
それ以外の事項			
国務会議の開催不可能時に閣議に委託する		18	
貨幣を鑄造する		26	
ベル ギー	人事に関する事項		
	大臣を任免する		96
	連邦政務次官を任免する		104
	軍隊階級を授与する		107
	一般行政・外交関係職務を任命する		107
	議会・法律に関する事項		
	議会の閉会を宣言する		44
	議会を臨時召集する		44
	議会を休会する		45
	下院を解散する	下院の決定の後	46
	法律の執行に必要なレグルマン・アレテを定める		108
	法律を裁可し、公布する		109
	外交に関する事項		
	国際関係を指揮する		167 § 1
	戦争状態・敵対関係の終了を確認する		167 § 1
	条約を締結する	両議院の承認	167 § 2

	共同体政府・地域圏政府の条約を破棄する	当該政府の合意	167 § 5
	司法に関する事項		
	叙爵・恩赦に関する事項		
	特赦・減刑を行う。		110
	大臣・共同体及び地域圏政府構成員に恩赦を行う	下院・関係議会の請求	111
	貴族の称号を与える		113
	軍事勲章を授ける		114
	それ以外の事項		
	連邦政務次官の権限等を定める		104
	貨幣を鑄造する		112
	軍隊を指揮する		167 § 1
オランダ	人事に関する事項		
	首相を任免する	大臣又は閣外大臣の副署、勅令 ²⁶	43,48
	大臣を任免する	勅令	43
	閣外大臣を任免する	勅令	46
	枢密院の構成員を任命する	勅令	74
	会計検査院の構成員を任命する	第二院提出の名簿から任命、勅令	77
	裁判官・検察庁長官を任命する	勅令	117
	議会・法律に関する事項		
	議会を解散する	勅令	64
	法律案を発議する		82
	法律案を承認する		87
	憲法改正案を複数の法案に分割する提案を行う		137
	憲法改正を承認する		139
	外交に関する事項		
	司法に関する事項		
	議員・大臣の就任中の違反に係る審理手続を制定する	勅令	119
	叙爵・恩赦に関する事項		
	減刑を行う	裁判所の勧告、勅令	122
	それ以外の事項		
	省庁を設置する	勅令	44
	両院共同会議において政策の表明を行う		65
一般行政命令を行う	勅令	89	
国家緊急事態を宣言する	勅令	103	
ノルウェー	人事に関する事項		
	内閣を選任する		12
	政務（閣僚補佐）を任命する		14

²⁶ オランダ憲法第 47 条に「すべての勅令は、国王及び大臣の署名を必要とする」旨の規定を定めている。46 頁を参照のこと。

	文官・聖職者・武官を任命する	内閣の助言	21
	首相・閣僚・政務・外交官・幹部文官・聖職者・軍司令官を罷免する	内閣から意見の聴取	22
	王室・宮廷職員を任免する		24
	議会・法律に関する事項		
	外交に関する事項		
	宣戦布告・講和を行う		26
	条約を締結・破棄する	(一部につき)国会の承認	26
	外交使節を派遣・接受する		26
	司法に関する事項		
	叙爵・恩赦に関する事項		
	恩赦を行う		20
	勲章を授与する		23
	それ以外の事項		
	閣僚に事務を配分する		12
	公教会・聖職・宗教的事項に係る集会に指令する		16
	通商・関税・貿易・全産業・警察に関する布告を発布・廃止する		17
	租税・関税を徴収する		18
	国有財産・特権収入の管理を監督する		19
	軍隊を召集する		26
	王位継承権者の称号規定を設ける		34
スウェーデン	該当規定を有しない		
スペイン	人事に関する事項		
	首相候補を指名・任免する		62d
	閣僚を任免する	首相の提案	62e
	文武官を任命する		62f
	王室の文武官を任命する		65
	議会・法律に関する事項		
	法律を裁可・公布する		62a
	議会を召集・解散する		62b
	選挙を公示する		62b
	政令を公布する	閣議の承認	62f
	外交に関する事項		
	大使・外交代表に信任状を付与する		63
	条約の同意を表明する		63
	宣戦布告・講和を行う		63
	司法に関する事項		
	叙爵・恩赦に関する事項		
	栄典を授与する		62f
恩赦を与える		62i	

	それ以外の事項		
	国民投票を公示する		62c
	閣議を主宰する	首相の要請	62g
	軍隊の最高指揮権を行使する		62h
	王立学士院の最高保護者となる		62j
	国民投票を布告する	下院の承認	92
タイ	人事に関する事項		
	枢密院議長・顧問を任命・解任する		12 .13
	摂政を任命する		18
	下院野党指導者を任命する	野党第一党の党首、下院議長の副署	120
	選挙管理委員会委員長・委員を任命する	上院の助言、上院議長の副署	136
	議会の議長・副議長を任命する	議員の決議	151
	国家人権委員会委員長・委員を任命する	上院の助言、上院議長の副署	199
	首相・大臣を任命する	下院議長の副署	201
	国務大臣を解任する	首相の助言	217
	次官・局長・同等の文武官を任免する		227
	憲法裁判所長官・判事を任命する	上院の助言、上院議長の副署	255
	議会・法律に関する事項		
	下院の総選挙の実施の勅令を発出する		115
	下院を解散する		116
	上院通常選挙の実施の勅令を発出する		131
	会期延長の勅令を発出する	(一部につき)国会の承認	160
	国会の召集・開会・閉会を行う		161
	特別国会を召集する		162 163 164
	緊急勅令を制定する		218, 220
	勅令を制定する		221
	戒厳令の施行・廃止を公布する		222
	外交に関する事項		
	宣戦を布告する	国会の承認	223
	講和条約・停戦協定その他の条約を締結する	(一部につき)国会の承認	224
	叙爵・恩赦に関する事項		
	位階・勲章を授与する		11
	恩赦を行う		225
	位階・勲章を剥奪する		226
	それ以外の事項		

カンボ ジア	人事に関する事項		
	首相・大臣会議を指名する	議長の推薦、副議長の同意	19
	高位の文武官・大使等を任免する	大臣会議の提案	21
	裁判官を任免する	司法感触高等評議会の提案	21
	文武官に階級を授与する		29
	大臣会議全体を指名する	議会の信任	100
	司法官職高等評議会の主宰の代理人を指名する		115
	憲法院の構成員の一部を指名する		118
	議会・法律に関する事項		
	憲法公布法・議会採択法律案・デクレに審署する		28
	議会を解散する	首相の発議、議会議長の承認	78
	議員任期の延長を議会に要請する		78
	選挙後最初の議会を開会する		82
	特別会の召集を発議する		83
	秘密会の開催を要請する		88
	議員一人を指名し王国政府形成を要請する	議会議長の推薦、副議長の同意	100
	公布前法律案を憲法院に送付する		121
	法律の合憲性審査を憲法院に要請する		122
	憲法修正案について憲法院と合議する		124
	憲法改正を発議する		132
	外交に関する事項		
	宣戦布告をする	議会の承認	24
	外国大使等の信任状を受け取る		25
	条約・協定に署名・批准する	議会の承認	26
	司法に関する事項		
	司法官職高等評議会を主宰する		115
	叙爵・恩赦に関する事項		
	恩赦を行う		27
	勲章を制定・授与する	大臣会議の提案	29
	それ以外の事項		
国民大会を主宰する		129	
国土を非常事態におく	首相・議会議長の同意	22	

英国 ²⁷ (参考)	(1) 首相の任命及びその他の大臣の任命		
	(2) 国会の召集、閉会および解散		
	(3) 両院の通過させた法案を裁可または拒否する権限		
	(4) 栄誉の源泉であり、首相の助言に基づき爵位を授与する権限		
	(5) 枢密院の助言により一定の事項について勅令を発する権限		
	(6) 首相および大法官の助言に基づき裁判官を任命する権限		
	(7) 裁判所によって有罪とされた者に対する大赦の大権		
	(8) 条約締結権		
	(9) 宗教上の権限		
日本	人事に関する事項		
	内閣総理大臣を任命する	国会の指名	6
	最高裁判所長官を任命する	内閣の指名	6
	国務大臣・法律で定める官吏の任免を認証する		7
	議会・法律に関する事項		
	憲法改正・法律・政令を公布する		7
	国会を召集する		7
	衆議院を解散する		7
	総選挙の施行を公示する		7
	外交に関する事項		
	全権委任状を認証する		7
	大使・公使の信任状を認証する		7
	批准書・法律の定める外交文書を認証する		7
	外国の大使・公使を受け取る		7
	司法に関する事項		
	叙爵・恩赦に関する事項		
	大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権を認証する		7
	栄典を授与する		7
	それ以外の事項		
	儀式を行う		7

「人事に関する事項」には、任免のほか、指名、選任、階級の授与を含む。

「議会・法律に関する事項」には、法律のほか、勅令、政令に関する事項を含む。

条文番号のローマ数字は、「号」を示す。例) 7 第7条第3号

²⁷ 英国における国王の権能については、加藤紘捷『概説イギリス憲法 - 由来・展開そして改革へ - 』（勁草書房 2002年 165頁）の国王大権の具体例の列挙部分から抜粋した。

日本

天皇の国事行為は、憲法第6条・第7条に規定されている。

詳細については、『衆憲資第13号 象徴天皇制に関する基礎的資料』（衆議院 2003年）の51～69頁をご参照ください。

日本国憲法

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

英国

英国の国王の権能大権については、1 - 1 **国王の権能に関する総則的規定**（42～43頁）で述べたとおり、「網羅的に列挙するのはほとんど不可能である」²⁸とされる。

本資料では、その代表的な権能のみを列挙するに止める（53頁の表を参照のこと）。

その他の諸国

スウェーデンを除く各国憲法上に規定を有している。

デンマーク デンマーク王国憲法

第14条 国王は、首相およびその他の大臣を任免する。国王は、大臣の数および大臣の間

²⁸ 榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』（有信堂 1969年 307頁）

の職務の配分を決定する。立法および統治に関する決議は、国王の署名によって有効となる。ただし、国王の署名は、一人ないしそれ以上の大臣の副署をともなっていないなければならない。決議に副署した大臣は、その決議に対して責任を負う。

第16条 大臣は、職務の執行の不良のために、国王または国会によって弾劾されうる。職務執行の不良を理由として大臣に対して提起された弾劾事件は、王国高等法院〔High Court of the Realm〕がこれを裁判する。

第18条 国王は、國務會議を開催することができない場合、問題の審議を閣議〔Council of Ministers〕に委託することができる。この閣議は、すべての大臣によって構成され、首相が議長となる。…首相は、出席大臣によって署名された議事録を国王に提出する。国王は、閣議の勧告に直ちに同意するか、またはその案件を國務會議に提出し自己の面前において決済させるかを決定する。

第19条 国王は、国際問題については、王国を代表して行為する。ただし、国王は、国会の同意なしに、王国の領土の増減を来たすような行為をしてはならない。またその履行のために、国会の協賛を必要とする義務または非常な重要性をもつ義務を負ってはならない。また国王は、国会の同意なしに、国会の同意を得て締結された国際条約を終了せしめてはならない。

王国またはデンマーク軍に加えられた武力攻撃に対する防禦のためのほかは、国王は、国会の同意なしに、外国に対し武力を行使してはならない。この規定に従って国王がとる措置は、直ちに国会にこれを提出しなければならない。国会が閉会中の場合であれば、直ちにこれを召集しなければならない。

（略）

第21条 国王は、法律案およびその他の措置を国会に提出することができる。

第22条 国会において可決された法律案は、それが最終的に可決された後、30日以内に裁可を受けたならば、法律〔law〕となる。国王は、制定法の公布を命じ、かつそれが執行されるよう配慮しなければならない。

第23条 緊急事態において、国会が集会できないときは、国王は、暫定命令〔provisional laws〕を発することができる。ただし、それは、憲法に違反してはならず、かつ、つねに国会が集会し次第、承認または否認を求めるため、直ちに提出されなければならない。

第24条 国王は、特赦および大赦を付与する大権を有する。国王は、国会の同意ある場合においてのみ、王国高等法院によって大臣に下された刑の宣告を免除することができる。

第25条 国王は、直接にまたは関係政府機関を通じ、1849年6月5日以前に存した規定によって許容されているか、もしくは、それ以後制定された制定法によって許容されている恩典および法律の適用除外を付与することができる。

第26条 国王は、制定法の定めるところに従って、貨幣を鑄造させることができる。

第32条

（略）

国王は、現存の議席が新たな選挙とともに空席となるという効果をともなった新たな選挙の命令書をいつでも発することができる。ただし、選挙の命令書は、新たな内閣の任命後は、首相が国会に出席するまで、これを発してはならない。

～（略）

第60条 王国高等法院は、大臣に対して国王または国会が提起する争訟を裁判する。

国王は、国会の同意を得て、国家にとってとくに危険と見なす犯罪に関しては、それ以外の者をも王国高等法院において裁判を受けさせることができる。

ベルギー ベルギー国憲法

第44条 両議院は、当然に、毎年、10月第2火曜に集会する。(後略)

(略)

国王は、閉会を宣言する。

国王は、両議院を臨時召集する権利を有する。

第45条 国王は、両議院を休会することができる。(後略)

第46条 国王は、下院が議員の過半数で以下の決定をするときでなければ、下院解散権を持たない。

一 連邦政府の信任決議案を否決し、かつ、否決日から3日の期間内に、首相後継者の任命を国王に提案しないとき、

二 連邦政府の不信任決議案を可決し、かつ、首相後継者の任命を国王に同時に提案しないとき、

(略)

この他に、国王は、連邦政府辞職の場合、下院議員の過半数の同意を得た後、下院を解散することができる。

・ (略)

第96条 国王は、大臣を任免する。

(略)

第104条 国王は、連邦政務次官を任免する。

(略)

国王は、その権限および主任大臣の副署を受けることができる限界を決定する。

(略)

第107条 国王は、軍隊の階級を授与する。

国王は、法律の定める例外を除き、一般行政および外交関係の職務の任命をする。

国王は、法律の明示規定に基づくのでなければ、その他の職務の任命を行わない。

第108条 国王は、法律の執行に必要なレグルマンおよびアレテを定める。ただし、法律そのものを停止したり、その執行を免除する権限はない。

第109条 国王は、法律を裁可し、公布する。

第110条 国王は、裁判官により宣告された刑を特赦または減刑する権利を有する。ただし、大臣ならびに共同体および地域圏政府構成員に対し言い渡されたものを除く。

第111条 国王は、下院または関係議会の請求に基づかずに、破棄院による刑の宣告を受けた大臣または共同体もしくは地域圏政府の構成員に、恩赦を行うことができない。

第112条 国王は、法律の執行において、貨幣を鑄造する権利を有する。

第113条 国王は、貴族の称号を授ける権利を有する。ただし、いかなる特権も与えることができない。

第 114 条 国王は、この点に関する法律の定めに従い、軍事勲章を授ける。

第 167 条

§ 1 国王は、国際関係を指揮する。ただし、憲法または憲法に基づき定められた法律をもってその権能に属する事項に関して、条約の締結も含めた、国際協力を規律する共同体および地域圏の権能を除く。

国王は、軍隊を指揮し、戦争状態および敵対関係の終了を確認する。国王は、国家の利益と安全が許す限り直ちに、適当な書面を付して、その旨を両議院に通知する。

(略)

§ 2 国王は、条約を締結する。ただし、§ 3 の事項に関するものを除く。この条約は両議院の承認を経た後でなければ効力を有しない。

§ 3 第 121 条の共同体(フランス共同体政府、フラマン共同体政府およびドイツ語共同体政府)および地域圏政府は、それぞれ自らに関して、その議会の権能に属する事項に関する条約を締結する。この条約は、議会の承認を経た後でなければ効力を有しない。

§ 4 (略)

§ 5 国王は、1993 年 5 月 18 日以前に締結されかつ § 3 の事項に関する条約を、関係共同体および地域圏政府との合意により、破棄することができる。

国王は、関係共同体および地域圏政府が望むとき、この条約を破棄する。第 4 条最終項(4 つの言語地域の境界は、各議院の各言語グループ構成員の過半数が出席し、かつ 2 つの言語グループでの賛成投票総数が投票の 3 分の 2 に達することを条件として、各議院の各言語グループにおける過半数で可決された法律によらなければ、変更または訂正することができない。)に定められた多数で可決された法律をもって、関係共同体および地域圏政府間の合意が得られない場合の手續を規律する。

オランダ オランダ王国憲法

第 43 条 内閣総理大臣その他の大臣は、勅令により任命され、及び解任される。

第 44 条 各省庁は、勅令により設置される。(後略)

(略)

第 46 条 閣外大臣は、勅令により任命され、及び解任される。

(略)

第 48 条 内閣総理大臣を任命する勅令は、大臣又は閣外大臣の副署を要する。(後略)

第 64 条 各院は、勅令により解散される。

~ (略)

第 65 条 政府の遂行する政策の表明は、国王又はその代理人が毎年 9 月の第 3 火曜日又は法律で定めるより早い日に開催される両院合同会議において、これを行うものとする。

第 74 条 (略)

枢密院の構成員は、勅令により、任期の定めなく任命される。

~ (略)

第 77 条 会計検査院の構成員は、勅令により、第二院から提出された 1 人の構成員当たり 3 人の名簿の中から、任期の定めなく任命される。

~ (略)

第 82 条 法律案は、国王若しくはその代理人又は第二院により発議される。

両院合同会議での審議を要する法律案であって第二章の規定に係るものは、国王若しくはその代理人又は合同会議により発議される。(後略)

(略)

第 87 条 法律案は、議会を通過し、かつ、国王に承認された場合に、法律として成立する。

国王及び議会は、すべての法律案に対するそれぞれの意思決定を相互に通知するものとする。

第 89 条 一般行政命令は、勅令により設けるものとする。

~ (略)

第 103 条 国内外の安全を確保するため法律に定める国家緊急事態が勅令により宣言される事態については、法律で定める。(後略)

・ (略)

第 117 条 裁判を行う責務を有する裁判官及び最高裁判所の検察長官は、任期の定めなく、勅令により任命される。

~ (略)

第 119 条 現職の及び退職した議員、大臣及び閣外大臣は、その就任中の違反について、最高裁判所において審理される。その手続は、勅令又は第二院の議決により制定される。

第 122 条 減刑は、法律の定める裁判所の勧告に基づき、かつ、法律の定める規則に配慮して、勅令によりなされる。

(略)

第 137 条 発議された形の憲法改正案を審議する旨定める法律が通過するものとする。

前項の目的のため、第二院は、国王若しくはその代理人又はその他の者の提案に基づき、前項の法律案を複数の法律案に分割することができる。

・ (略)

第二院は、少なくとも投票総数の 3 分の 2 の賛同がある場合、国王若しくはその代理人又はその他の者の提案に基づき、憲法改正案を複数の改正案に分割することができる。

第 139 条 議会で可決され、かつ、国王により承認された憲法改正は、公布後、直ちに効力を発する。

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第 12 条 国王は、選挙権を有するノルウェー国民の中から内閣を選任する。内閣は、1 人の総理大臣と少なくとも 7 人のその他の閣僚で組織する。

(略)

国王は、その適当と認めるところに従って、内閣の閣僚に事務を配分する。非常に際しては、国王は、内閣の正規の閣僚の外に、その他のノルウェー国民を召して、内閣に地位を占めさせることができる。但し、国会議員であってはならない。

(略)

第 13 条 国王は、王国内の旅行中、王国の統括を内閣に委任することができる。内閣は、国王の名において且つ国王のために、統治を行う。内閣の閣僚は、この憲法の規定及び国

王の発する特別の指令を遵守するものとし、国王は、この指令で内閣の閣僚に通告する。

事務は、投票で、これを処理する。投票の賛否が同数の場合には、内閣総理大臣が、内閣総理大臣が不在のときは、出席の第一閣僚が 2 票を有する。

内閣は、このように処理した事務の報告を、国王に提出する。

第 14 条 国王は、閣外の職務において内閣の閣僚を補佐する政務を任命する。政務は、閣僚により限定された範囲で、その閣僚の利益になるように職務を行う。

第 16 条 国王は、すべての公教会及び聖職並びに宗教的事項に関するすべての集会及び会合に対して指令を発し、而して、宗教の公の教師がそのために定められた規則に確実に従うようにする。

第 17 条 国王は、通商・関税・貿易及びすべての産業並びに警察に関する布告を発し且つ廃止する。但し、その布告は、憲法又は（この憲法の第 77 条、第 78 条及び第 79 条の規定に従って）国会が制定した法律に抵触してはならない。それは、次の国会まで、暫定的に有効である。

第 18 条 国王は、国会の課する租税及び関税を、常規に従って徴収させる。

第 19 条 国王は、国に属する財産及び特権収入が、国会が定めた方法により且つ一般社会の最も利益になるように、利用され・管理されるように、それらの管理を監督する。

第 20 条 内閣における国王は、判決が下された後において、犯罪者を赦免する権利を有する。犯罪者は、国王の恩赦を受けるか、或いは自己に科せられた罪に服するかを、選択することができる。

下院が、王国高等裁判所に告訴した場合には、死刑の免除以外のいかなる赦免も与えることができない。

第 21 条 国王は、内閣の助言を得て、すべての文官、聖職者及び武官を選任し、任命する。これらの官吏は、憲法及び国王に対して厳粛に従順及び忠誠の宣誓をするか、又は法律により宣誓を免除する場合には、これを確約しなければならない。王族は、文官の職に就くことができない。

第 22 条 内閣総理大臣及び内閣のその他の閣僚並びに政務、或いは、外交若しくは領事の勤務に従事する官吏・長たる文官及び聖職者・連隊及びその他の軍の長・要塞司令官、及び艦隊司令官は、事前の判決なしで、予め内閣の意見を聴いて、国王がこれを罷免することができる。罷免された官吏に対して恩給を支給すべきか否かについては、次の国会でこれを決定する。暫時、これらの官吏は、それまでの俸給の 3 分の 2 を受ける。

その他の官吏は、国王がこれを休職にのみすることができ、その場合には、その者は、直ちに裁判所に訴追される。但し、その者に対して判決が宣告されるまでは、その官職を免ぜられることなく、またその意に反して他地に転任させられることもない。

すべての官吏は、法律で定める定年に達したときは、事前の裁判判決なしで、これを罷免することができる。

第 23 条 国王は、何人に対しても、その優れた功労に対する褒賞として、任意に勲章を授与することができるが、それは、公示しなければならない。但し、国王は、各官職に伴うものの外は、何らの位階又は称号をも授与することはできない。勲位は、国民に共通な義務及び負担を免ずるものでなく、また、優先的に国の官職に就く何らの権利を伴うものでもない。玉恩の保証を得て退職した官吏は、その者が占めていた官職の称号及び位階を保

持する。但し、内閣の閣僚に対しては、これを適用しない。

人的若しくは混成的世襲特権は、将来、何人に対しても、これを与えることができない。

第 24 条 国王は、その意に従って、王室及び宮廷の職員を選任し且つ罷免する。

第 26 条 国王は、軍隊を召集し・王国の防禦のために戦を始めまた和を講じ・条約を締結しまた廃棄し・外交使節を派遣しまた接受する権利を有する。

特に重要な事項を含む条約及びすべてそれを施行するために憲法に従い新たな法律若しくは国会の決定が必要な条約は、国会がそれに対して承認を与えるまでは、その効力を発することはない。

第 34 条 国王は、王位継承権を有する者の称号に関する規定を設けるものとする。

スペイン **スペイン憲法**

第 62 条 国王は左の権能を行う。

- a 法律を裁可し、およびこれを公布すること。
- b 国会を召集し、およびこれを解散すること、ならびに憲法の定める条件に従い、選挙を公示すること。
- c 憲法の定める場合に、国民投票を公示すること。
- d 内閣総理大臣の候補者を指名し、および場合により、憲法の定めるところに従い、内閣総理大臣を任命し、または罷免すること。
- e 内閣総理大臣の提案に基づき、閣僚を任命し、および罷免すること。
- f 閣議において承認された政令を公布すること、文官および武官を任命すること、ならびに法律に従い、栄典を授与すること。
- g 国事に関する報告を受けること、このため、国王が適当と見なすときは、内閣総理大臣の要請に基づき、閣議を主宰すること。
- h 軍隊の最高指揮権を行使すること。
- i 法律に従い、恩赦を与えること、ただし、一般的恩赦を与えることはできない。
- j 王立学士院の最高の保護者たること。

第 63 条 国王は、大使その他の外交代表に信任状を与える。スペインに着任した外国の代表は、国王に信任状を奉呈する。

国王は、憲法および法律に従い、条約により国際的義務を負うことに対して、国の同意を表明する。

国王は、国会の承認のもと、宣戦を布告し、および講和を行う。

第 65 条 (略)

国王は、王室の文官および武官を自由に任命し、およびこれを罷免する。

第 92 条 (略)

国民投票は、内閣総理大臣の提案に基づき、下院の承認を得た後、国王がこれを布告する。

(略)

タイ タイ王国憲法

第 11 条 国王は、位階及び勲章を授与する権限を有する。

第 12 条 国王は、1 人の有識者たる枢密院議長、及び枢密院を構成する 18 人以下の枢密院顧問を選任する。

枢密院は、国王が諮問するすべての国王の事業について国王に対し意見を奏上する義務を有し、本憲法の規定に定めるその他の任務を有する。

第 13 条 枢密院の選考及び任命又は解任は、国王の意思による。

国会議長は、枢密院議長の任命又は解任の勅令に、その御意のとおり履行すべく副署する。

枢密院議長は、他の枢密院顧問の任命又は解任の勅令にその御意のとおり履行すべく副署する。

第 18 条 国王が国内に不在のとき、又は何らかの理由により公務をなし得ないときには、国王は 1 人の摂政を任命し、国会議長は勅命に副署する。

第 115 条 下院の任期が満了したとき、国王は、次期下院議員を選出する総選挙の実施に関する勅令を発出する。本勅令には、下院任期満了の日から数えて 45 日以内の投票日を定めなければならない。当該投票日は、全国で同一の日でなければならない。

第 116 条 国王は、次期下院議員の選挙を実施するために下院を解散する権限を有する。

下院の解散は、勅令により行われる。本勅令には、60 日以内の下院議員総選挙の投票日を定めなければならない。当該投票日は、全国同一の日でなければならない。

(略)

第 120 条 内閣が就任した後、国王は、所属する党員が国务大臣に就任していないすべての政党の中で最も多くの議員数を有し、かつ、その時点で下院の現有議員の 5 分の 1 以上を占める政党の党首である下院議員を下院野党指導者に任命する。

下院において、前項に定めるところに該当する政党がない場合、所属する党員が国务大臣に就任していない政党に属する下院議員から多数票を受けた下院議員を下院野党指導者に任命する。支持票が同数の場合は、抽選で決めるものとする。

下院議長は、下院における野党指導者任命の勅令に副署する。

下院における野党指導者は、第 1 項又は第 2 項に定める要件を欠いた場合に退任し、第 152 条の規定を準用する。この場合、国王は、空席となった下院野党指導者を任命する。

第 131 条 上院の任期が満了したとき、国王は、次期上院議員を選出する通常選挙の実施に関する勅令を発出する。本勅令には、上院任期満了の日から数えて 30 日以内の投票日を定めなければならない。当該投票日は、全国で同一の日でなければならない。

(略)

第 136 条 選挙管理委員会は、明らかに政治的に中立で、かつ公正な人物の中から、上院の助言により国王が任命する 1 人の委員長及び 4 人の委員で構成する。

上院議長は、前項に定める委員長及び委員の任命の勅令に副署する。

第 151 条 下院及び上院はそれぞれ、国王が、議院の決議により議員から任命する議長及び 1 人、又は 2 人の副議長を有する。

第 160 条 国会における通常国会の会期は、120 日と定める。ただし、国王は、会期延長の勅令を発出することができる。

120 日の会期終了前の通常国会の閉会は、国会の承認を必要とする。

第 161 条 国王は、国会を召集し、開会及び閉会を行う。

第 159 条第 1 項（下院議員選挙の日から数えて 30 日以内に、国会が召集される）に定める一般通常国会の開会の第 1 日目、国王は、国会の開会式に臨席するか又は成人に達した王位継承者若しくは国王の代理の者を臨席させる。

第 162 条 国益に必要なとき、国王は、特別国会を召集することができる。

第 163 条 両院議員又は下院議員は、現有両院議員の 3 分の 1 以上の議員の署名により、特別国会開会の勅令発出の奏上を要請する権利を有する。

前項に定める要請は、国会議長に対し行われる。

国会議長は国王に奏上し、勅令に副署する。

第 164 条 前条に定める国会の召集、会期延長及び国会閉会は、勅令による。

第 199 条 国家人権委員会は、人権を専門とする民間団体の代表の参加に配慮しつつ、国民の権利及び自由の保障に関し知識及び経験を有する者の中から、上院の助言により国王が任命する 1 人の委員長及び 10 人の委員により構成される。

上院議長は、委員長及び委員の任命の勅令に副署する。

・ （略）

第 201 条 国王は、内閣を構成し、国政を行う 1 人の内閣総理大臣及び 35 人を超えない国務大臣を任命する。

内閣総理大臣は、下院議員又は第 118 条第 1 項第 7 号（内閣総理大臣又は国務大臣に任命されたとき、下院議員資格を失う旨の規定）に定めるところにより、下院の同一会期中に下院議員を辞任した者から任命される。

下院議長は、国王による内閣総理大臣の任命の勅令に副署する。

第 217 条 国王は、内閣総理大臣の助言の奏上により、国務大臣の解任の勅令を発する権限を有する。

第 218 条 国王は、国家の安全、公共の安全、国家経済の安全保障又は災害の防止のために法律と同様に適用される緊急勅令を発出することができる。

前項に定める勅令は、内閣が回避することのできない緊急を要するものであると判断するときのみ発出される。

~ （略）

第 220 条 会期中において、国益を維持するために緊急及び非公開の審議を要する租税、課徴金又は貨幣に関する法律の制定が必要となったとき、国王は法律と同様に適用される緊急勅令を制定することができる。

（略）

第 221 条 国王は、法律に違反しない限りにおいて、勅令を制定する権限を有する。

第 222 条 国王は、戒厳令に関する法律に定める要件及び手続により、戒厳令の施行及び廃止を公布する権限を有する。

（略）

第 223 条 国王は、国会の承認を得たとき、宣戦を布告する権限を有する。

国会の承認決議には、両院議院の現有議員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

下院が任期満了又は解散しているときは、上院が前項に定める承認に関して国会としての職務を行い、決議には上院の現有議員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 224 条 国王は、諸外国又は国際機関と講和条約、停戦協定及びその他の条約を締結する権限を有する。

タイ王国領土の変更若しくは国家主権の及ぶ範囲の変更に関する条項を有する条約又はその履行に法律の制定を要する条約は、国会の承認を要する。

第 225 条 国王は、恩赦を行う権限を有する。

第 226 条 国王は、位階を剥奪し、勲章を返還させる権限を有する。

第 227 条 国王は、次官、局長及びそれと同等の地位の武官及び文民公務員を任命し、死亡による退任の場合を除き、解任する権限を有する。

第 255 条 憲法裁判所判事は、以下の事項に該当する人物から、上院の助言により国王が任命する 1 人の憲法裁判所長官及び 14 人の憲法裁判所判事により構成される。

一 最高裁判所判事かそれより上の地位にあり、最高裁判所大法廷において秘密投票により選出された 5 人の最高裁判所判事

二 最高行政裁判所大法廷において秘密投票により選出された 2 人の最高行政裁判所判事

三 第 257 条に定めるところにより選出された 5 人の法律学専門家

四 第 257 条に定めるところにより選出された 3 人の政治学専門家

(略)

上院議長は、国王による憲法裁判所長官及び憲法裁判所判事の任命の勅令に副署する。

カンボジア **カンボジア王国憲法**

第 19 条 国王は、第 100 条の規定に基づいて、首相及び大臣会議を指名する。

第 21 条 国王は、大臣会議の提案に基づいて、高位の文官、武官、大使、特命全権公使の任命、交代及び任務の終了の勅令に署名する。

国王は、司法官職高等評議会の提案に基づいて、裁判官の任命、交代及び罷免の勅令に署名する。

第 22 条 国王は、国が危険に直面したときは、首相及び議会議長の同意を経て、国土を非常事態におく。

第 24 条 (略)

国王は、議会による承認を経て宣戦布告する。

第 25 条 国王は、外国の駐カンボジア大使及び特命全権公使の信任状を受け取る。

第 26 条 国王は、議会の承認投票を経て、国際条約及び協定に署名し、批准する。

第 27 条 国王は、部分恩赦及び全面恩赦の権限を有する。

第 28 条 国王は、憲法公布法、議会が採択した法律、大臣会議が提出したデクレに審署する。

第 29 条 国王は、大臣会議の提案に基づいて、国家勲章を制定し、授与する。

国王は、法律の定めにしたがって、文官及び武官に階級を授与する。

第 78 条 (略)

議会は、王国政府が 12 ヶ月の間に 2 度にわたって総辞職した場合を除き、任期満了以前に解散されない。国王が、首相の発議及び議会議長の承認に基づき、議会を解散する。

(略)

議会は、戦争、その他の選挙を実施することのできない特別な状況においては、国王の要請に基づき、一回限り 1 年間、その任期を延長することができる。

右の任期延長には、議員総数の 3 分の 2 の議決を必要とする。

第 82 条 議会は、選挙ののち 60 日以内に最初の会期を国王の詔勅によって開会する。

・ (略)

第 83 条 議会は、年 2 回の常会を開催する。

それぞれの会期は、3 ヶ月以上とする。国王、首相、議員総数の 3 分の 1 以上のいずれかの発議があるときには、常任委員会は、特別会を召集する。

(略)

第 88 条 議会の議事は公開される。

議会は、議長、議員総数の 10 分の 1 以上、国王、首相のいずれかの要請によって秘密会を行う。

(略)

第 100 条 国王は、議会議長の推薦及び 2 名の副議長の同意に基づき、選挙で勝利した政党に属する議員から高位の者 1 名を指名し、王国政府形成を要請する。指名を受けた者は、議員又は議会において当該政党を代表する議員を率い、議会による信任投票を求めらる。

議会が投票による信任を与えたのちに、国王は、大臣会議全体を指名する勅令を発する。

(略)

第 114 条 (前略) ...司法官職高等評議会は、犯罪を犯した裁判官を懲戒する。

第 115 条 (略)

司法官職高等評議会は、国王が主宰する。国王は、司法官職高等評議会を主宰する代理人を指名することができる。

司法官職高等評議会は、すべての審級の裁判官及び検察官の指名を国王に提案する。

(略)

第 117 条 憲法院は、憲法を尊重し、擁護し、憲法および議会が採択した法律を解釈する義務を有する。

憲法院は、議員の選挙に関する訴訟を調査し、決定を下す権限を有する。

第 118 条 憲法院は、9 年間の任期とする 9 名の構成員により構成する。構成員の 3 分の 1 は、3 年ごとに改選する。3 名の構成員は、国王が、3 名は議会が、3 名は司法官職高等評議会が指名する。

(略)

第 121 条 国王、首相又は議員総数の 10 分の 1 は、公布前の法律案を審査に付すために憲法院に送付する。

・ (略)

第 122 条 国王、首相、議会議長、議員総数の 10 分の 1 の議員、又は裁判官は、法律

が公布されたのちは、憲法院に対して、当該法律の合憲性について審査を求めることができる。

(略)

第124条 国王は、憲法のあらゆる修正提案に関して、憲法院と合議する。

第128条 国民は、国民大会を通じて、国益に関する事項について直接に情報を受け、問題を提起し、問題解決のために国家機関に対して、要請を行うことができる。

(略)

第129条 国民大会は、年に一度会合し、首相が、12月初旬に召集する。

国民大会は、国王の主宰の下に開催する。

第132条 憲法の改正又は修正の発議は、国王、首相又は議会議員総数の4分の1の提案に基づく、議会議長の専権事項である。

賜与することができる。

- 一 相当の対価による売買等通常の私的経済行為に係る場合
- 二 外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合
- 三 公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合
- 四 前各号に掲げる場合を除く外、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価額が、別に法律で定める一定価額に達するに至るまでの場合

第3条 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

第4条 内廷費は、天皇並びに皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし、別に法律で定める定額を、毎年支出するものとする。

内廷費として支出されたものは、御手元金となるものとし、宮内庁の経理に属する公金としない。

皇室経済会議は、第一項の定額について、変更の必要があると認めるときは、これに関する意見を内閣に提出しなければならない。

前項の意見の提出があつたときは、内閣は、その内容をなるべく速かに国会に報告しなければならない。

第5条 宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、宮内庁で、これを経理する。

第6条 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基づいて、これを算出する。

前項の場合において、皇族が初めて独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

年額による皇族費は、左の各号並びに第4項及び第5項の規定により算出する額とし、第4条第1項に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。

- 一 独立の生計を営む親王に対しては、定額相当額の金額とする。
- 二 前号の親王の妃に対しては、定額の2分の1に相当する額の金額とする。但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。
- 三 独立の生計を営む内親王に対しては、定額の2分の1に相当する額の金額とする。
- 四 独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対しては、定額の10分の1に相当する額の金額とする。ただし、成年に達した者に対しては、

定額の10分の3に相当する額の金額とする。

五 王、王妃及び女王に対しては、それぞれ前各号の親王、親王妃及び内親王に準じて算出した額の10分の7に相当する額の金額とする。

摂政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の3倍に相当する額の金額とする。

同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものによる。

皇族が初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇族費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の2倍に相当する額の金額とする。

皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、左の各号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。

一 皇室典範第11条、第12条及び第14条の規定により皇族の身分を離れる者については、独立の生計を営む皇族について算出する年額の10倍に相当する額

二 皇室典範第13条の規定により皇族の身分を離れる者については、第3項及び第5項の規定により算出する年額の10倍に相当する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。

第4条第2項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。

第4条第3項及び第4項の規定は、第一項の定額に、これを準用する。

第7条 皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣が、これを受ける。

第8条 皇室経済会議は、議員8人でこれを組織する。

議員は、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、財務大臣、宮内庁の長並びに会計検査院の長をもつて、これに充てる。

第9条 皇室経済会議に、予備議員8人を置く。

第10条 皇室経済会議は、5人以上の議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

皇室経済会議の議事は、過半数でこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 皇室典範第29条、第30条第3項から第7項まで、第31条、第33条第1項、第36条及び第37条の規定は、皇室経済会議に、これを準用する。

財務大臣たる議員の予備議員は、財務事務次官をもつて、これに充て、会計検査院の長たる議員の予備議員は、内閣総理大臣の指定する会計検査院の官吏をもつて、これに充てる。

皇室経済法施行法（昭和22年法律第113号）

第1条 この法律は、内廷費及び皇族費に関する定額その他皇室経済法（以下法という。）の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 法第2条第4号の一定価額は、左の各号による。

- 一 天皇及び法第4条第1項に規定する皇族については、これらの者を通じて、賜与の価額は1800万円、譲受の価額は600万円とする。
- 二 前号以外の皇族については、賜与及び譲受の価額は、それぞれ160万円とする。ただし、成年に達しない皇族については、それぞれ35万円とする。

第3条から第6条まで 削除

第7条 法第4条第1項の定額は、3億2400万円とする。

第8条 法第6条第1項の定額は、3050万円とする。

第9条 前2条の定額による内廷費及び皇族費は、国会の議決による歳出予算の定めによらないで、又は定めのない間に、これを支出し、又は支出の手続をすることはできない。

第10条 法第6条第3項及び第4項の皇族費は、年度の途中において、これを支出する事由が生じたとき、又はこれを支出することをやめる事由が生じたときは、当該事由が生じた月を含めて、年額の月割計算により算出した金額を支出する。

前項の場合において、同一の月に支出することをやめる事由と同時に新たに支出する事由が生じたときは、その月の月割額は、その多額のものによる。

国有財産法（昭和23年法律第73号）（抄）

第1章 総則

第1条 国有財産の取得、維持、保存及び運用（以下管理という。）並びに処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

第3条 国有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一及び二 （略）

三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したものの

四 略

・ （略）

第3章 管理及び処分

第1節 通則

第13条 (略)

皇室用財産とする目的で寄附若しくは交換により財産を取得し、又は皇室用財産以外の国有財産を皇室用財産としようとするときは、国会の議決を経なければならない。但し、当該財産の価額が3000万円以上である場合を除く外、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内に、その寄附若しくは交換により取得し、又は皇室用財産とする財産の価額の合計額が3億円に達するに至るまでの場合については、この限りでない。

(以下略)

所得税法(昭和40年法律第33号)(抄)

第9条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一から十六まで (略)

十七 皇室経済法(昭和22年法律第4号)第4条第1項(内廷費)及び第6条(皇族費)の規定により受ける給付

(以下略)

相続税法(昭和25年法律第73号)(抄)

第12条 左に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に参入しない。

一 皇室経済法(昭和22年法律第4号)第7条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物

(以下略)

英国

英国の王室財産については、戒能通厚編『現代イギリス法事典』(新世社2003年157~159頁)に簡潔にまとめている。

「王室財政の問題」...戒能通厚編『現代イギリス法事典』157~159頁

王室財政は、王室費、私的資金、私的所得、省庁による負担、によってまかなわれている。

王室費 王室費(シビルリスト(civil list))とは、王族の公務遂行のために法定費として支払われるものである。王室費の総額については、1972年王室費法

(Civil List Act 1972) が明記していたが、同法自身が大蔵省令による増額を授權しており(ただし、国会の承認手続を要する) 順次増額されてきた。1990年の大蔵省令により年額は当初 10 年間固定される予定であったが、2000年7月には、さらに 10 年間同額とするという政府の方針が表明されている。したがって、現在の王室費の支給年額は、以下の通りである(単位はポンド)

エリザベス女王	7,900,000
エディンバラ公(エリザベス女王の夫)	359,000
ヨーク公	249,000
エドワード王子	96,000
アン王女	228,000
アリス王女	87,000
グロチェスター公	175,000
ケント公	236,000
アレクサンドラ王女	225,000

のついたものは返却されている。

なお、チャールズ皇太子には、王室費が支給されず、彼のコンウォール領からの歳入から公的職務にかかる費用および家族の生活費を捻出している。コンウォール公としてのこの資格は、21 歳から生じるが、当時は、その収益の半分が放棄され大蔵省に納付されていた。結婚の際には、放棄される比率が 4 分の 1 にまで縮減されることが大蔵省との間で合意された。

国王手元金 (privy purse) 王室が所有する土地などからの歳入であり、主にランカスター公領からの歳入である。ランカスター公領は、ジョージ 世が 1760 年に王室費と引き換えに世襲的歳入を放棄した際にも保持された。

私的所得 主に投資などから得られるとされ、私的な支出に使用されている。

省庁による負担 たとえば、王室専用船ブリタニア号の経費は、国防省が支出している。ただし、このブリタニア号は、老朽化と経費増大のために 1997 年末に廃船となった。また、国家遺産省からの補助金 (grant-in-aid) が、王室の邸宅あるいは、儀式・公務に使用している宮殿に対して支払われている。1995 年時点でその総額は、2,500 万ポンドとされている。

なお、国王は所得税、資産売却所得税および相続税を納税する義務はないとされてきた。これは国王大権の一つとしてである「制定法からの免除」によるものであり、国会制定法が法文上明確に国王にも適用されることを明示していない限り、国王はそれに法的に拘束されないとするものである、しかしながら、ウインザー城の火災による修復費用の問題をきっかけに、王室財政への批判が高まり、バッキンガム・パレスを公開し、その収益をウインザー城の修復費にあてるとともに、任意に納税を行うこととした(1993年4月以降)。また、2002年6月には、王室費の年次報告書が初めて公表されている。

その他の諸国

デンマーク・ベルギー・オランダ・ノルウェー・スペインが憲法上に規定を有している。しかしながら、王室経済に関する具体的な規定は法律事項とし、憲法上には原則的規定を述べるに止める国がほとんどである。

デンマーク デンマーク王国憲法

第 10 条 国王の経費〔Civil List of the King〕は、国王の在位中、制定法によってこれを供与する。この制定法は、同時に、城、宮殿およびその他の国有財産で国王が任意に使用しうるものについても規定する。

王室経費には、いかなる債務をもつけ加えることができない。

第 11 条 王室の成員には、制定法によって歳費を与えることができる。かかる歳費は、国会の同意ある場合を除き、国外においてこれを受けることができない。

ベルギー ベルギー国憲法

第 89 条 法律をもって、各治世期間について王室費を定める。

オランダ オランダ王国憲法

第 40 条 国王は、法律の定めるところにより、毎年、国庫から歳費を受ける。当該法律においては、国庫から歳費を支給される王室の構成員及び歳費の支給に係る規則について定めるものとする。

国庫から王室に支給される歳費及びその職務を執行するに当たって必要と認められる財産については、人頭税を免除する。国王又は王位継承者が相続又は贈与により王室の構成員から受領した物については、相続税、譲渡税又は贈与税を免除する。その他の諸税の免除については、法律で定める。

議会において前項に規定する諸税の免除に係る措置を含む法律を採決するに当たっては、少なくとも投票総数の 3 分の 2 の賛同を要する。

ノルウェー ノルウェー王国憲法

第 75 条 国会の職務及び特権は、次のとおりとする。

a) ~ d) (略)

e) 王室のために、毎年、国王に支出される王室費の額を決定し、王族の扶持を決定すること。ただし、扶持は、不動産から成ってはいならない。

f) ~ m) (略)

スペイン スペイン憲法

第 65 条 国王は、王族および王室の維持のため、王の予算より一定の総額を受け、これを

自由に配分する。
(略)

参考資料

掲載条文

本資料に記載している各国憲法の条文は、次のものを参考にした。

デンマーク王国 憲法	畑博行訳、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』〔第2版〕有信堂高文社 1998年	
ベルギー国憲法	武居一正訳、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』〔第2版〕有信堂高文社 1998年	
オランダ王国憲法	衆議院憲法調査会事務局において和訳	
ノルウェー王国 憲法	宮田豊訳、大石義雄編『世界各国の憲法典』有信堂 1965年 「Kingdom of Norway」『CONSTITUTIONS OF THE COUNTRIES OF THE WORLD』Oceana Publications, Inc. 1999年	
スウェー デン	統治 法典	平松毅訳、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』〔第2版〕有信堂高文社 1998年
	王位 継承法	寺倉憲一『国王・王族の人権・王室費等について ISSUE BRIEF109号』 国立国会図書館 1989年
スペイン憲法	百地章訳、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』〔第2版〕有信堂高文社 1998年	
タイ王国憲法	大友有訳『衆憲資第21号 タイ王国憲法 - 概要及び翻訳 - 』衆議院 2003 年	
カンボジア憲法	四本健二『カンボジア憲法論』勁草書房 1999年	

ノルウェー王国憲法においては『世界各国の憲法典』収録後に改正された部分が数多く存在するため、改正部分について、「Kingdom of Norway」『CONSTITUTIONS OF THE COUNTRIES OF THE WORLD』を衆議院憲法調査会事務局において和訳したものを掲載している。

参考文献

- 榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』 有信堂 1969年
戒能通厚編『現代イギリス法事典』 新世社 2003年
加藤紘捷『概説イギリス憲法 - 由来・展開そして改革へ - 』 勁草書房 2002年
児玉誠『イギリス憲法の研究』 御茶の水書房 1988年
齋藤憲司「資料作成・象徴天皇制(二)」『ジュリストNo.938』 有斐閣 1989年
斉藤寿『天皇制度の憲法学的研究』 評論社 2000年
時事通信社編『世界王室最新マップ』 新潮社 2001年
園部逸夫『皇室法概論』 第一法規 2002年
国立国会図書館『国王・王族の人権・王室費等について ISSUE BRIEF 109号』 1989
年
浜林正夫・土井正興・佐々木隆爾編『世界の君主制』 大月書店 1990年
水谷一博「英国における上院改革 - 現状と展望 - (1)」『議会政治研究 No.54』 議会
政治研究会 2000年

元山健・倉持孝司編『現代憲法 日本とイギリス』 敬文堂 1997年

横田耕一『憲法と天皇制』 岩波書店 1990年

四本健二『カンボジア憲法論』 勁草書房 1999年

F.W.メイトランド著、小山貞夫訳『イングランド憲法史』 創文社 1981年